

統・国際司法裁判所における「最終申立」の制度と実行（後半期）

一九六九年北海大陸棚事件以後の実行を手がかりとして

内ヶ崎善英

一 問題の所在

- 二 全員廷における実行の分析
- 三 裁判部における実行の分析
- 四 まとめ

一 問題の所在

国際法体系の概念、制度の中には、ローマ法の私法体系に由来するものが多く存在している。主に対等な構成員間の関係を扱う国際法としては、当然の歴史的展開であつたのかもしれない。しかし、国際社会の組織化の進展は、国際法体系に多くの権力的契機を持つ（公法的）概念、制度を登場させ、国際法体系自体の基本的性質を大きく振り動

かしている。国際裁判も歴史的には、きわめて私的な紛争処理機関として誕生し、発達してきた。紛争ごとに設置されるアドホックな仲裁裁判所においては、付託される紛争の範囲も適用される裁判準則も、そして裁判所それ自体の存在さえも当事国の意思に従属し、もっぱら当事国の私的利益に仕えるものであった。常設国際司法裁判所の誕生は、裁判所の存在を当事国の意思から分離させ、裁判準則に関しても一定の範囲で客觀性をもたらした。その後繼者である国際司法裁判所は、普遍的政治機構である国際連合に組み込まれたことに象徴的に示されるように、公の紛争処理機関へと進化しようとしている。裁判の目的は紛争処理にあるといわれるが、紛争処理という概念は、あまりにも多義的にすぎる。「紛争」が裁判に付される際には、当該「紛争」を法的に再構成する必要が生じるが、構成の仕方は、裁判に付される紛争の範囲に大きな影響を与える。紛争の「処理」と言つても、いかなる目的のためにどのように処理するのか、どの程度の解決で「処理」が完了したと考えるのかによつて、その意味する内容は変化しうる。国際司法裁判所における紛争処理には、アドホックな仲裁裁判所による紛争処理に無い公的性が付与されていると考えられるが、しかし、その程度は明らかではない。国際司法裁判所は、どの程度まで当事国の意思に仕える存在であるのか、どの程度まで公的利益を考慮に入れてよいのかが明確にされなければならない。

このような問題意識からは、国際裁判の手続法に関する限りでも、その私的側面と公的側面とを明確に区別して把握しておく必要が生じる。筆者は、裁判の私的側面の反映として国内民事訴訟に見られる当事者主義の概念を取り上げ、国際司法裁判所の手続において、この概念が適用可能なものであるかの検討を前々稿において行つた⁽¹⁾。最終申立の制度は、外観上、当事者主義的色彩の強い制度であるが、この制度の実際の運用において国際司法裁判所の手続過程には、どの程度の私的側面があるかはどの程度の公的側面が示されているかを検討する必要が生じた。前稿および本稿は、この目的のために、国際司法裁判所(以下、裁判所)の実行の中で最終申立の制度が実際にどのように用いられ、ど

のような機能を果たしたのかを検討しようとするものである。前稿においては、前半期として一九六六年までの実行を扱った。本稿においては、後半期として今日までの判決を対象として検討を加えたい。

最終申立の制度に関しては、Fitzmaurice v. Rosenne の間で見解の相違が存在している⁽²⁾。前者が最終申立の制度を同意原則のコロラリーとしてとらえ、管轄権の範囲が問題を決定するとしているのに対し、後者は、不意打ち防止を制度目的の一つとして把握する。この相違は、申立内容が裁判所を拘束するかという問題意識からは、大きな実行上の相違をもたらしうるものである。裁判所の実行の詳細な分析が必要となる所以である。

この検討に際しては、裁判所に事件が付託された過程に注意する必要がある。紛争ごとに当事国間の合意によつて裁判所に付託される場合には、当該合意中に付託される請求の主題が明示されていることがあり、裁判所の管轄権はこの主題に限定されよう。他方、選択条項または何らかの既存の条約中の裁判管轄条項に依拠する場合などの一方的付託に際しては、原告となる当事国の請求書中の付託事項が重要なものとなつてくる。合意付託であるか、一方的付託であるかの区別は、本稿の検討に際して常に念頭に置かれるべきものである。

当事国の申立事項と判決の対象とを比較検討するという目的から、本稿における分析の対象としては、第一に勧告的意見は除外される。第二に、争訟事件であつても、本稿の対象となるのはもっぱら本案判決にまで至つた事件であり、管轄権の欠如または請求の認容性の否定のゆえに管轄権段階で終了した事件は検討対象とならないが、確認のためその旨を明記した。但し、裁判所の決定以前に取り下げられた事件、および、仮保全措置要請が棄却された後に取り下げられた事件に関しては完全に範囲外とした。

本稿では、後半期として一九六七年以降の裁判所の実行を対象とする。また、便宜上、国際司法裁判所判決・勧告的意見・命令集（*I.C.J. Reports*）の引用箇所は本文中に示しておく。その際、西暦の下二桁と頁数のみを表記する。例

えば、(96-102-105) は、1996 *ICJ Reports*, pp. 102-105 を意味するものと理解していただきたい。

なお、裁判部の決定は全員廷(full court)の決定とは区別して扱われる。国際司法裁判所における公的側面と私的側面の交錯を検討するという本稿の根底にある視点からすれば、裁判部は、その形成から当事国の意思に左右されるという点できわめて私的的性格の強いものであるからである。裁判所が基本的に有している公的機関としての性格が裁判部においては著しく薄まらざるを得ないのである。しかし、裁判部といえども国際司法裁判所の一部である以上、公的性格を残すものであり、その点で検討の必要があり、全員廷による判決とは区別した上で検討対象とした。

二 全員廷における実行の分析

① 北海大陸棚事件（西ドイツ対デンマーク、西ドイツ対オランダ、一九六九年一月二〇日判決）³⁾

本件の管轄権の基礎となつたのは、一九六七年二月二日にボンで署名された西ドイツ・デンマーク間の、および、西ドイツ・オランダ間の特別協定である。

(a) 特別協定中の請求事項

「第一条 国際司法裁判所に以下の問題を決定するよう要請する。

前記の条約が画定した境界線を越える、当事国のはいづれかに属する北海における大陸棚の領域の当事国間の境界画定に適用可能な国際法の原則と規則は何であるか。(69-6)」

(b) 書面段階および口頭弁論での申立

書面および口頭弁論における三当事国の申立は、いずれも適用可能な原則と規則が何であるかの具体的主張で

あつた。

西ドイツ…「以下のとおり決定することを裁判所に要請する。

1 北海における当事国間での大陸棚の境界画定は、各沿岸国が正当で衡平な配分を受ける権利があるとの原則によつて規律されるものである。

2 (a) 境界線が各国領海の幅員を測定するための基線の最近接点から等距離となるように大陸棚境界線を確定する方法は、慣習国際法規則ではない。

(b) 大陸棚条約第六条二項の第二行目にある、合意がない場合には、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り、境界は等距離原則の適用によつて定められるものとすると規定している規則は、慣習国際法規則となつていない。

(c) たとえ、前記(b)の規則が当事国間で適用可能であつても、同規則の意味における特別の事情が本件における等距離原則の適用を排除することになる。

3 (a) 等距離原則は、合意または仲裁裁判あるいは他の何らかの方法で、関係国間で大陸棚の正当で衡平な配分をもたらすものと確定されない限り、大陸棚の境界画定のために用いることのできるものではない。

(b) 北海における当事国間の大陸棚境界画定に関しては、等距離原則が衡平な配分をもたらさないものであるため、デンマーク王国とオランダ王国は、同原則の適用に依拠できない。

4 したがつて、北海における当事国間の大陸棚境界画定は、合意によつて解決されるべき問題である。この合意は、この点に関連するすべての要因に照らして、当事国のそれぞれに正当で衡平な配分をもたらさなければならない。(60-9) 以上は、抗弁書に示された申立である。

デンマーク・「以下のとおり決定することを裁判所に要請する。

1 北海における大陸棚の前述の区域における当事国間での境界画定は、一九五八年のウイーン大陸棚条約第六条二項に述べられている国際法の原則と規則によって規律されるものである。

2 当事国間に合意がなく、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限りは、当事国間の境界は、各国領海の幅員の基線上の最近接点から等距離原則を適用することにより決定されるべきである。

3 他の境界線を正当化する特別の事情が証明されなかつたので、当事国間の境界は前述の申立に示された等距離原則の適用により決定されるべきである。(69-10)」

オランダ・デンマークの申立と完全に同一の申立を提出した。

両国はその後、共同で以下の追加申立を提出した。

「4 申立1に述べた国際法の原則と規則が当事国間には適用できないものであるならば、各当事国の海岸に隣接する大陸棚に対する当該国の排他的権利と、他方当事国の海岸よりも自國の海岸により近い大陸棚を当該国に与える境界となるべきであるとの原則に基づいて、当事国間で決定されるべきものである。(69-11)」

(c) 口頭弁論における申立

西ドイツ・書面申立1～3と同一内容を繰り返した後、申立4を以下のようにに変更した。

「4 したがつて、当事国が特別協定第一条二項にしたがい合意するべき大陸棚の境界画定は、北海における特有の地理的事情に関連する基準に基づき、正当で衡平な配分の原則によつて決定される。(69-12)」

デンマーク・書面申立と同じであり、オランダ政府の申立に同じ。
オランダ・書面申立と完全に同じ。

(d) 判決 裁判所は、本件の最大の争点である等距離原則が義務的であるかの点について否定的に回答し、さらに唯一の境界画定の方式も存在しないとしたうえで、「境界画定は、すべての関連事情を考慮に入れ、それぞれの当事国に対し、その領土の海側への海面下の自然延長を構成する大陸棚のすべての部分をできるだけ多く当該国に与え、かつ、他国の領土の自然延長を侵害することのないように、衡平原則にしたがい合意によりなされなければならない。」(69-53)と述べる。さらに、この方式を適用した結果生じた重複区域について当事国が合意できない場合には、均等に分割されなければならないとした。最後に裁判所は、交渉において考慮に入れるべき要因を三点挙げている。海岸線の一般的形状と特徴、大陸棚の物理的および地質学的構造と天然資源、海岸線の長さと大陸棚の広さとの合理的均衡性である。

(e) 評価 本件においては、三当事国間の論点がかみ合つた形で申立てが提出されており、裁判所にとつても請求事項について評価しやすい事件であったと言える。もつとも、請求内容が具体的な作為・不作為ではなく、国際法の原則および規則の宣言であつた点で、異例の請求であつたと言えるが、合意付託であつたため裁判所も対応が可能となつた。

② バルセロナ・トラクション事件（ベルギー対スペイン、一九六四年七月二十四日管轄権判決、一九七〇年二月五日本案判決）

本件においては、六四年判決で被告国の先決的抗弁の一部を却下し一部を本案に併合し、本案審理が行われたが、七〇年判決において原告国の当事者適格が否定され、請求が棄却された事件である。本稿の目的にとつては、管轄権の不在により本案審理が行われなかつた場合と同様に、評価の対象外となる。

③ I C A O 理事会の管轄権に関する控訴（インド対パキスタン、一九七二年八月一八日判決）⁽⁴⁾

本件は、国際民間航空条約（以下、「条約」）第八四条および国際航空業務通過協定（以下、「協定」）第二条に基づき、インドが I C A O 理事会の決定に対する上訴を行つた事件である。

(a) インドの請求中の付託事項

「裁判所が適切と考へる手続と弁論の後に、また、被告国が出廷するか否かに關わらず、前記の I C A O 理事会の決定が以下の理由またはその他の理由のゆえに、違法、無効、あるいは誤つたものである」とを宣言する」とを裁判所に求める。（72-49）

I J H で言う前記の決定とは、パキスタンの請求と苦情を審理し決定する理事会の管轄権を認めた理事会自身の決定である。以上の請求に統いてインドはその理由付けを述べてゐるが、理由付けの部分は申立には含まれないので割愛する。

(b) 書面段階での申立

インド：右記の請求を繰り返し、訴訟費用を被告国が支払うべきであるとの請求を追加してい。また、請求の理由付けを一点補足している。

パキスタン：「答弁書中に述べた事実と陳述に照らして、裁判所がインド政府の控訴を棄却し、I C A O 理事会の決定を確認し、以下のように決定することを求める。

A インド上空を航行するパキスタン航空機とパキスタン上空を航行するインド航空機の問題は、条約と通過協定により規律されること。

B パキスタンが理事会に提示した請求書中の問題を扱う管轄権が同理事会にはないとするインド政府の主張

は誤つてゐぬいん。

C パキスタンの苦情に関する同理事会の決定に対するインド政府の控訴は、権限を欠くものである」と。

D 前項の申立に対する回答が否定的なものである場合には、パキスタンの苦情を検討する管轄権を同理事会が有しないとするインド政府の主張が誤つたものである」と。

E 同理事会が決定に至る際に用いた方法と問題は、適切で公正で妥当なものである」と。

F インド政府の先決的抗弁を棄却した理事会の決定が法的に正しいものである」と。

訴訟費用は原告国が支払うべきものであると決定するよう求める。(72-50)

(c) 判決 裁判所は、紛争の実質がインド政府によるパキスタン航空機の上空飛行の停止に関わるものであることを熟知した上で(72-51)、「裁判所に付託された純粹に管轄権上の問題、すなわち、パキスタンが申し立てた事件を審理し決定する理事会の権限に関する事柄以外には、本手続において為すべき事を有しない。」この必然的除外にしたがつて、裁判所は、実質的問題に関して意見を述べることを控えるだけでなく、事案の最終的本案に関する理事会の終局的決定を阻害する可能性のある、または阻害すると思われるいかなる発言をも避けなければならぬ。」と述べ、控訴審としてのその役割を限定してゐる。

判決において裁判所は、「国際民間航空機関理事会が一九七一年三月三日にパキスタン政府によつて提起された請求と苦情を審理する権限を有するものと決定し、したがつて、これらの点に関する管轄権を肯定した理事会の決定に對してインド政府が裁判所に提訴した控訴を棄却する。(72-70)」と決定した。

(d) 評価 裁判所の判決は、インドの控訴に正面から回答したもので、請求事項に一致するものである。唯一点のみ残るのが訴訟費用の問題である。原告も被告もこの点に関する請求を為しているが、裁判所は、まつたくこの問題に

触れていない。もとより、裁判所規程第六四条により、「裁判所が別段の決定をしない限り、各当事国は、各自の費用を負担する。」ことになつており、裁判所の沈黙は、各自による費用負担を命じる結果となる。だが、明文で請求事項にある以上は、それらの請求に根拠がないことを述べてもよかつたのではなかろうか。

④ 漁業管轄権事件（イギリス対アイスランド、西ドイツ対アイスランド、一九七三年一月一日管轄権判決、一九七四年七月二五日本案判決）⁵⁾

本件は、国際司法裁判所における欠席裁判の最初の事例となつたものである。海洋法制度の変革期にあつて、アイスランドの行つた漁業水域の拡大宣言から、イギリス・西ドイツ両国とアイスランド間の紛争に発展したものである。一九六一年にイギリス・アイスランド間、および、西ドイツ・アイスランド間にそれぞれ紛争解決のための交換公文が交わされた。国際司法裁判所の管轄権の基礎となつたのが、これらの交換公文中の裁判管轄条項であつた。

(a) イギリス・アイスランド間での一九六一年三月一日の交換公文中の裁判管轄条項

「アイスランド政府は、アイスランドの漁業管轄権の拡大に関する一九五九年五月五日のアイスランド議会決議を実施するための準備を継続するが、そのような拡大の六ヶ月前にイギリス政府に通告を為すこととし、そのような拡大に関して紛争が生じた場合には、いずれかの当事国の請求により、問題を国際司法裁判所に付託することとする。(73-8)」

西ドイツ・アイスランド間の一九六一年七月一九日の交換公文中の裁判管轄条項
「アイスランド政府は、アイスランドの漁業管轄権の拡大に関する一九五九年五月五日のアイスランド議会決議

を実施するための準備を継続する。しかし、そのような拡大の六ヶ月前に西ドイツ政府に通告を為すこととし、そのような拡大に関して紛争が生じた場合には、いずれかの当事国の請求により、問題を国際司法裁判所に付託することとする。（73-54）】

以上のように、両交換公文中の裁判管轄条項には、アイスランドによる漁業管轄権の拡大に関する紛争という一般的表現で請求の主題が示されているだけである。

(b) イギリスおよび西ドイツの請求内容

イギリス：「イギリス政府は以下のように決定することを裁判所に要請する。

(1) 上述した基線から五〇海里までに拡張された排他的漁業管轄権区域を設定することによつて漁業管轄権を拡大する権限があるとのアイスランドの主張が国際法上根拠のないものであること。

(2) アイスランド周辺の水域における魚種の保存に関する問題は、国際法上、前記の基線から五〇海里の排他的漁業管轄権のアイスランドによる一方的拡大による規制には、服さないものであり、アイスランドとイギリスの関係においては、両国間で合意される取り決めによつて規律されうる問題であり、この取り決めて他の利害関係国が加わるか否か、あるいはこの取り決めが、一九五九年一月二十四日の北東大西洋漁業条約にしたがつて締結された取り決めの形で、あるいは、一九五八年四月二六日の沿岸漁業に関する特別状況に関する決議に一致する協力のための取り決めの形で、または、他の方式の、当該水域の漁業に関する両国の存続する権利と利益に影響を及ぼす両国間で締結された取り決めの形でなされたか否かを問わない。（73-5-6）】

西ドイツ：「ドイツ連邦共和国は以下の通り決定することを裁判所に求める。

(1) アイスランド議会と同国政府によつて採択され、一九七二年二月二十四日にレイキャビクでドイツ連邦共和国大

使に手交された覚書(aide-memoire)によりアイスランド外務大臣によつてドイツ連邦共和国に通告された、一九七二年九月一日に発効した、排他的漁業管轄権の区域の現在の基線から五〇海里までのアイスランドによる一方的拡大は、国際法上根拠のないものであり、それゆえにドイツ連邦共和国とその漁業船舶に対抗できないものであること。

(2)たとえ、アイスランドが、とくに沿岸漁業に依存する沿岸国として、その沿岸に隣接するが一九六一年の交換公文で規定された排他的漁業区域を越える水域での特定魚種の保存措置の必要性を立証しても、そのような保存措置は、国際法上、ドイツ連邦共和国の漁業に影響を及ぼす限りで、アイスランドによるその漁業管轄権の一方的拡大によりなしえるものではなく、ドイツ連邦共和国とアイスランドの間で、二国間のものとしてもしくは多辺的枠組みの中で締結される合意に基づいてのみ取りうるものであらむ。(73-51-52)」

(c)イギリスおよび西ドイツの申述書における申立事項

イギリス・「イギリス政府は、裁判所が以下のように決定することを裁判所に要請する。」

- (1)アイスランドがその沿岸周囲における排他的漁業管轄権区域を基線から五〇海里までに拡大する権限を有するとのアイスランドの主張は、国際法上根拠を有さず、無効であること。
- (2)イギリスに対してアイスランドは、一九六一年の交換公文で合意された限界を越える排他的漁業管轄権を一方的に主張する権限を有していないこと。
- (3)アイスランドは、一九六一年の交換公文に合意された限界を越える公海区域からイギリス漁船を一方的に排除し、あるいは、当該区域におけるそのような船舶の活動に一方的に規制を課す権限を有しないこと。
- (4)本申述書第五部に言及されているとおりのアイスランド政府による活動、すなわち、前記の公海の区域において

て活動するイギリス漁船に対する武力または武力の威嚇による介入は、違法なものであり、この点に関しイギリスに対して賠償を支払う義務を負うこと（そのような賠償の形態と額は、当事国間で合意に達しない場合には、裁判所が指示する方式で評価されること）。

(5) 前記の公海の区域における漁業活動に対する規制の導入のために、適切に証明された科学的証拠によつて裏付けられた、保存を理由とする必要性が主張される限りで、アイスランドとイギリスが共同して（二国間だけで、または他の利害関係国と共同して、かつ、北東大西洋漁業委員会のようなこういった問題に関するすでに存在する国際協力機構を通してか、または新しい取り決めによつて）そのような必要性の存在と範囲を誠実に検証し、同様に当該区域の漁業のための制度—すなわち、上に述べたようなものとして必要であると示されたそのような規制に関して、このような漁業にとくに依存する国家としての立場と一致する優先的立場をアイスランドに確保し、かつ、イギリスにこのような漁業に関する伝統的な利害関係と既得権および近年の依存性とに一致する立場をも確保する制度—の樹立のために交渉する義務を負うこと。（74-7）

一九七三年一一月一三日の交換公文によりイギリス・アイスランド間に暫定協定が締結された結果、イギリスは、前記第四申立を撤回した（74-7）。口頭弁論最終段階での申立は、この第四項を削除した以外完全に申述書と同一の内容であった。

西ドイツ「以下のように決定することを裁判所に求める。

(1) 一九七二年七月一四日にアイスランド漁業大臣により公布された法令第一八九号（一九七二）によって発効した、現在の基線から五〇海里へのアイスランドによる排他的漁業管轄権区域の一方的拡大は、西ドイツに対して国際法上いかなる根拠も有さず、それゆえに、ドイツ連邦共和国と、ドイツ連邦共和国に登録された漁業船舶に

対して対抗し得ないものであること。

(2) 一九七二年七月一四日にアイスランド漁業大臣により公布された法令第一八九号（一九七二）およびアイスランドが主張する五〇海里の排他的漁業区域を実施するためにアイスランドが公布する他のいかなる規則も、ドイツ連邦共和国、および、ドイツ連邦共和国に登録された船舶、そのような船舶の漁業活動に従事する船員とその他の人員に対して施行されなければならないこと。

(3) とくに漁業に依存する沿岸国としてのアイスランドが、一九六一年七月一九日の交換公文により合意されたアイスランドの管轄権の範囲を越える沿岸隣接水域における魚種に関する保存措置の必要性を立証しても、そのような保存措置は、ドイツ連邦共和国に登録された船舶による漁業活動に影響を及ぼす限りで、アイスランドによる漁業管轄権の一方的拡大に基づいてなし得るものではなく、アイスランドがとくに漁業に依存していることと当該水域におけるドイツ連邦共和国の伝統的漁業を適切に考慮に入れた、二国間または多数国間の枠組みにおいて締結される当事国間の合意に基づいてのみなし得るものであること。

(4) ドイツ連邦共和国に登録された漁業船舶とその漁業活動に対する、武力の脅威または行使によるアイスランド沿岸警備艇による干渉行為が、国際法上違法なものであり、その点に関する賠償をドイツ連邦共和国に対してもうす義務を負うこと。(74-179)

口頭弁論最終段階での申立事項は、この申述書中の申立事項と完全に同一のものであつた(74-179)。

(d) 判決 以上のようなイギリスと西ドイツの提訴に対してアイスランドは、出廷を拒否し、被告国欠席のまま判決が下された。

〔1〕一九七二年七月一四日にアイスランド政府が公布し、その中に明記した基線から五〇海里のアイスランドの

排他的漁業権の一方的拡大を宣言するアイスランド漁業範囲規則は、イギリス政府に対抗しうるものではないと決定する。

(2)したがつて、アイスランド政府は、一九六一年三月一日の交換公文で合意された漁業境界線と一九七二年七月一四日のアイスランドの規則に規定された境界線との間の区域からイギリス漁船を一方的に排除する」と、または、そのような区域においてこれらの船舶の活動に一方的に制限を課す権限を有しないと決定する。

(3)アイスランド政府とイギリス政府は、第二項に述べた区域におけるそれぞれの漁業権に関する両国間の紛争の衡平な解決のため誠実に交渉する相互の義務を負うと決定する。

(4)これらの交渉において当事国は、なんんずく、以下の点を考慮に入れなければならないと決定する。

(i) 第二項に明記した区域における漁業資源の配分において、アイスランドは、生計と経済発展のためにその国民が沿岸海域における漁業にとくに依存している限りで、優先的配分を受ける権利があること。

(ii) 第二項に明記した区域におけるその漁業活動のゆえに、イギリスもまた、生計と経済的福利のために国民の一部が依存している当該水域の漁業資源に対する権利を立証したこと。

(iii) これらの資源の保存と衡平な開発に対する他国の利益に相当の考慮を払う義務。

(iv) アイスランドとイギリスの前記の権利は、第二項に明記した区域における漁業資源の保存と育成、および、その保存と衡平な開発に対する他国の権利と両立しうる範囲でそれぞれ実行されるべき」と。

(v) 北東大西洋漁業条約によつて設置された機関または国際交渉の結果として合意されるその他の手段を用いて、当該資源を絶えず調査し、それらの資源に関する科学上およびその他の利用しうる情報に照らして、保存と育成および衡平な開発のために必要な措置を共同して検討する義務。（74-34-35, 74-205-206）】

(e)評価 前記の判決文は、イギリス対アイスランドの事件で下された判決文であるが、西ドイツ対アイスランドの事件でも、国名と交換公文の日時を入れ替えただけの、同文の判決が下された。但し、後者の事件においては、西ドイツの第四の申立に対する判決文が付加されている。前記の通り、イギリスの申述書第四申立中にも西ドイツの第四の申立と同様に賠償請求に関する部分があつたが、イギリス側はこれを訴訟途中に撤回している。そのため、西ドイツに対する判決文にのみ、「ドイツ連邦共和国の第四の申立に応ずることはできない。」との一行が加えられた。その理由は、もっぱら賠償額査定に必要な具体的資料も陳述も西ドイツが提出しなかつたことによる。賠償を要求する権利のみの認定を求め賠償額算定を求めないとの要請には応じられないという裁判所の姿勢は、コルフ海峡事件でも逆の形で示されている。

賠償請求を除けば、イギリス側も西ドイツ側も、アイスランドによる一方的漁業管轄権の拡大の無効の主張、交換公文により認められた境界を越える水域での一方的規制の無効を申し立て、これに加えて、資源保存措置に關し、イギリス側は交渉義務を、西ドイツ側は合意の必要性を主張した。裁判所の判決は、一方的拡大が対抗性を有しないことと一方的規制の否定に統いて、交渉義務を明示した。とくに重要なのが、交渉において考慮に入れるべき諸要素を明示したことにある。原・被告の権利だけでなく第三国の権利への考慮も義務づけた点には、明らかに、提出された申立を肯定もしくは否定すれば足りるという観念はない。

⑤ 核実験事件（オーストラリア対フランス、ニュージーランド対フランス、一九七四年一二月二〇日判決）

本件は、訴訟進行中の被告国の行動により、原告国の請求が目的を失つたとされ、紛争が消滅した以上裁判所は審理を継続する必要がないとの判断が下された。本稿の目的においては、本案判決が下されなかつた事件であり、

検討対象外となる。

⑥ エーゲ海大陸棚事件（ギリシャ対トルコ、一九七八年一二月一九日判決）

本件は、管轄権が存在しないとして本案判決に至らなかつた事件であり、本稿の検討対象外となる。

⑦ 在イラン米国大使館占拠事件（アメリカ合衆国対イラン、一九八〇年五月二四日本案判決）⁶⁾

本件は、外交関係条約と領事関係条約のそれぞれに付属する「義務的解決に関する選択議定書」の共通第一条と、アメリカ・イラン友好経済領事条約第二一条二項に基づきアメリカが提訴し、これに対しイランが不出廷のまま判決が下された事件である。

(a) 請求中の付託事項

「アメリカ合衆国は、以下の通り決定することを裁判所に求める。

(1) 前記『事実の陳述』中に述べた行動を黙認し、助長し、防止せず、処罰しなかつたことにより、イラン政府が、以下に規定されるアメリカ合衆国に対する国際法上の義務に違反したこと。

—外交関係に関するウイーン条約第二二条および第二四条、第二五条、第二七条、第二九条、第三一条、第三七条、第四七条。

—領事関係に関するウイーン条約第二八条、第三一条、第三三条、第三四条、第三六条、第四〇条。

—国際的に保護される者（外交官を含む）に対する犯罪の防止および処罰に関する条約第四条および第七条。
—アメリカ・イラン友好経済領事条約第二一条四項および第一三一条、第一八条、第一九条。

一国連憲章第二条三項および第二条四項、第三三条。

(2) 前記の国際法上の義務にしたがい、イラン政府は、テヘランの合衆国大使館に現に監禁されているすべてのアメリカ合衆国国民をただちに解放し、これらの者のすべてとテヘランにいる他のすべてのアメリカ合衆国国民がイランから安全に退去することを認める特別の義務を負っていること。

(3) イラン政府は、イランのアメリカ合衆国に対する前記の国際法上の義務違反の賠償を、裁判所が決定する総額において、自国の権利と自国民への外交的保護権行使するアメリカ合衆国に対し支払うこととすること。

(4) イラン政府は、アメリカ合衆国大使館とその要員および領事館に対して犯された罪の責めを負う者を訴追のためにイランの権限ある機関に引き渡すこと。(80-6)」

(b) アメリカ合衆国の申述書中の申立事項

「アメリカ合衆国政府は、以下の通り決定することを敬意をもつて裁判所に要請する。

(1) イラン・イスラム共和国が、『事実の陳述』中に記述された行動を防止および処罰しなかつたばかりか、許容し、黙認し、助長し、採用し、利用することを奨励したことで、以下に規定されたアメリカ合衆国に対する国際法上の義務に違反したこと。

—外交関係に関するウイーン条約第二二条および第二四条、第二五条、第二六条、第二七条、第二九条、第三

三一条、第三七条、第四四条、第四七条。

—領事関係に関するウイーン条約第五条および第二七条、第二八条、第三一条、第三三条、第三四条、第三

五条、第三六条、第四〇条、第七二条。

—アメリカ・イラン友好経済領事条約第一条四項および第一三条、第一八条、第一九条。

—国際的に保護される者（外交官を含む）に対する犯罪の防止および処罰に関する条約第二条および第四条、第七条。

(2) 以上の国際法上の義務にしたがい、

(i) イラン・イスラム共和国政府は、ただちに、アメリカ合衆国大使および領事公館をアメリカ合衆国当局の占有に復帰させ、その排他的管理の下に置き、両国間で効力を有する諸条約と一般国際法によつて規定されている不可侵性と実効的保護とを確保するようすること。

(ii) イラン・イスラム共和国政府は、いつさいの例外なく、アメリカ合衆国大使公館またはテヘランの外務省に監禁されている、または監禁されていた、あるいは、他の場所で人質として監禁され、あるいは監禁されていた、すべてのアメリカ合衆国国民をただちに解放することとし、かつ、両国間で効力を有する諸条約と一般国際法にしたがい、これらのすべての人々に完全な保護を与えること。

(iii) イラン・イスラム共和国政府は、アメリカ合衆国のすべての外交官および領事官に両国間で効力を有する諸条約と一般国際法の下で認められている保護および特権、免除（すべての形態の刑事管轄権からの免除といラン領域から退去する自由と便宜を含む）を付与することとすること。

(iv) イラン・イスラム共和国政府は、アメリカ合衆国の外交官と領事官に対して、すべての形態の刑事管轄権からの免除を含む、彼等に認められている保護および特権、免除を付与するに際し、これらの人々のいざれも、いかなる手続においても、それが公式のものであれ非公式のものであれ、イラン政府の默認により開始され、あるいは黙認をもつて開始されたものであつても、そのような手続に『審理』、『大陪審』、『国際委員会』、あるいはその他のどのような名称が付されたものであれ、被告、あるいは、証人、書面による証人、情

報提供者、または他のいかなる役割であつても、出廷することを義務づけられないことを確保することとすること。

(v) イラン・イスラム共和国政府は、訴追またはアメリカ合衆国への引渡のために、イラン・イスラム共和国におけるアメリカ合衆国大使館および領事館の公邸と要員に対して加えられた犯罪に責任のあるものをイラン・イスラム共和国の権限ある機関に送致することとする。

(3) アメリカ合衆国は、それ自身の権利において、かつ、人質とされていたその国民の外交的保護権の行使において、同国に対してイラン・イスラム共和国が負っている前記の国際法上の義務の違反のゆえに、イラン・イスラム共和国による賠償の支払いを、本手続の後の段階で裁判所によつて決定されることとなる総額において、求める権限があること。(80-6-8)」

口頭手続において提出された申立も申述書中の申立と同一の内容のものであつた。

(c) 判決 「1 本判決中に裁判所が述べた行動によつてイラン・イスラム共和国は、両国間で効力を有する条約と一般国際法の長期にわたり確立した規則の下でアメリカ合衆国に対してイラン・イスラム共和国が負うている義務にいくつかの点で違反し、また違反し続けていると決定する。

2 これらの義務の違反は、アメリカ合衆国に対するイラン・イスラム共和国の国際法上の責任を発生させると決定する。

3 イラン政府は、一九七九年一一月四日の事件から生じた事態およびその事件から派生した事態を是正するためのすべての措置をただちにとらなければならないと決定し、その目的のために、

(1) イランにおいて現在監禁されているアメリカ合衆国代理公使および外交職員、領事職員、その他のアメリカ

国民の違法な監禁をただちに終了させ、全員をただちに解放し、その身柄を利益保護国に委ねなければならぬ（一九六一年ウイーン外交関係法条約第四五条）。

(2) 前記のすべての者のために、イラン領域から退去するに必要な手段（輸送手段を含む）を確保する。

(3) テヘランにあるアメリカ合衆国大使館およびイランにある同国の領事の公館および財産、公文書、書類をただちに利益保護国に引き渡さなければならない。

4 アメリカ外交職員または領事職員のいかななる者も、いかなる形態の司法手続に付され、あるいは証人として手続に加わるために、イランに残されはならないと決定する。

5 イラン・イスラム共和国政府が、一九七九年一月四日の事件とその後に派生した事件によつてアメリカ合衆国に与えた損害をアメリカ政府に対し賠償する義務があると決定する。

6 そのような賠償の形態と額に関する当事国間で合意に達しない場合には、裁判所がこれを決定することとし、この目的のために本件に関する爾後の手続を留保すると決定する(80-44-45)』。

(d) 評価 判決は、ほぼアメリカ合衆国側の申立に答えていたが、人質事件の責任者をイラン国内の権限ある機関に引き渡す義務と、アメリカ合衆国外交官および領事官への特権および免除の付与について言及していないほか、賠償額査定無しの賠償義務の認定を行つてゐる点に問題がある。まず、事件の責任者をイラン国内の司法当局に付託する義務に関してであるが、この義務は直接には、「国際的に保護される者（外交官を含む）に対する犯罪の防止および处罚に関する条約」第七条に由来するものと思われるが、裁判所は、同条約が本件の管轄権の基礎をなすものかどうかについて検討する必要がないとして判断していない(80-29)。そのために、同条約に由来する義務も考察の対象とされなかつたのであろうと思われる。また、裁判所は、事件以後のイラン政府の行動が人質抑留と公館占拠に対する是認

を構成し、その結果、これらの行為が国家行為に転化したと考えている(80-36)。そのためにはイランの義務が犯罪者の訴追という次元から、国家自体の犯罪行為に起因する賠償支払い義務の次元に移行したと考えているのかもしれない。次に、アメリカ外交官および領事官に対する特権および免除の回復については、あまりにも自明の義務である上、犯罪行為 자체が継続中であるという認定の結果、言及しなかつたことも理解できよう。

最大の問題点は、賠償額の査定無しの賠償義務の認定であり、これは、本件以前の裁判所の判例法と一致しないものである。事件が継続していることが大きく影響を及ぼしているのであろうし、爾後の手続を留保しているとはいえる、具体的な査定無く賠償義務のみを認定することは、コルフ海峡事件や漁業管轄権事件に見られる裁判所の毅然とした対応とは一線を画している。

⑧ チュニジア・リビア大陸棚事件(チュニジア対リビア、一九八二年二月二十四日判決)⁷⁾

本件は、チュニジア・リビア間の一九七七年六月一〇日の特別協定により裁判所の管轄権が成立した事例である。マルタの訴訟参加申請があつたが却下され、二国間の事件として処理されている。

(a) 特別協定中の付託事項 一九七七年六月一〇日の特別協定は以下のように規定している。

「第一条 以下の問題に関して裁判所に判決を要請する。

チュニジア共和国に属する大陸棚の区域と、社会主義人民リビア・アラブ国に属する大陸棚の区域との境界画定に適用しうる国際法の原則と規則は、何であるか。および、判決を下す際に、第三次海洋法会議で採択された最近の傾向とともに、当該区域に特徴的な関連事情と衡平原則を考慮に入れるように求める。

また、両国の専門家が困難無くこれらの区域を境界画定できるようにするために、前記の原則と規則を本件の

特殊事情に適用する実践的方法を詳細に規定するように裁判所に要請する。

第二条 裁判所による判決の言渡し後、両国はただちに、本問題に関する条約締結を日指して、両国のそれに属する大陸棚の区域の境界確定を目的としてこれららの原則と規則を適用するための会合を持つこととする。

第三条 裁判所の判決の言渡しの日から三ヶ月以内（相互の合意により更新できるものとする）に第二条に述べた合意に達しなかつた場合には、両国はともに法廷に戻り、大陸棚の両区域を分割する境界線に達するため、両国の代表の任務を容易にする説明または明確化を裁判所に要請することとし、両国は、裁判所の判決とその説明および明確化にしたがうこととする。（82-21-22）⁽⁸²⁾】

(b) 書面手続における両国の申立事項

チュニジア：「以下のよう決定する」とを裁判所に要請する。

I 一九七七年六月一〇日の特別協定第一条に述べられた第一質問に対しても、

1 同条項に予定された境界画定（以下「境界画定」と呼ぶ）は、当該区域の物理的自然的特徴を考慮に入れ、各当事国に対し、その領土の海側への海面下の自然延長を構成する大陸棚のすべての部分を当該国に与え、かつ、他方当事国の領土の自然延長を害するとのないようになされなければならない。

2 境界画定は、チュニジアが十分に確立した歴史的権利を有する区域を害してはならない。この区域は、リビア側ではZV四五度線により、かつ、公海に向かつては五〇メートル等深線によって決定される。

3 境界画定は、本件の特徴となつてゐるすべての関連事情を考慮に入れ、衡平原則と一致するようになされなければならず、本質を変えることなく衡平な結果に至るために、多様な事情の均衡を取らなければならぬと理解されるものである。

4 前記 1 項および 3 項に規定する規則の適用に際しては、当該区域の地形学的特徴の結果として、チュニジアの自然延長が、東側は二五〇メートルと三〇〇メートル等深線の間の区域に至るまで、南東側はジラとズワラの海嶺によつて構成される区域までたしかに広がつてゐることが証明可能であつたことを考慮に入れなければならない。

5 前記に示した区域の東および南東に位置する区域においては、境界画定は、当該区域を特徴づけるすべての他の関連事情を考慮に入れて、そしてとくに以下の事項を考慮して決定されるべきである。

関連事情 — 省略 —

II 一九七七年六月一〇日の特別協定第一条に規定された第一質問に対し、

1 境界画定線は、この地域に特有の地形学的要因、とくに、ジラとズワラの海嶺によつて構成される稜線と、イオニア海の深海平原に向かう両国領域の自然延長の一般的方向の存在とを考慮して得られる線から大きく逸脱してはならない。

2 境界画定線は以下のいづれかであり得よう。—以下省略—(82-27-28)】

リビア・リビアは、申述書中の申立を後に変更して答弁書を提出しているが、いくつかの項目を合体させ、いくつかの項目を新規に加えており、削除した項目はない。以下は、抗弁書で確認された答弁書中の申立である。
「以下のとおり決定するよう裁判所に要請する。

1 領土の海側への海面下の自然延長としての大陸棚の概念は、大陸棚という法的概念の根底に存するものであり、国家は、領土の海側への海面下の自然延長である大陸棚に対して事実上かつ最初から権原を有する。

2 領土の海側への海面下の自然延長は、当該国の従属的大陸棚(the appurtenant continental shelf)に於する

法的権原を確立するものであり、主に地質学によつて示される陸塊全体の物理的構造によつて決定される。

3 海底の海中隆起線は、たとえ立証されても、大陸棚の本質的一体性を破ることはなく、境界画定の法原理の科学的根拠を提供するものではない。

4 チュニジアが『歴史的権利』として主張する『漁業権』は、たとえ立証されても、本件の大陸棚境界画定にはいざれにしても関係のないものである。

5 自然延長の方向は、大陸棚の大陸陸塊に対する一般的な地質学的地理学的関係によつて決定され、海岸の特定部分の偶発的方向によつては決定されない。

6 本件において、北アフリカの海岸沖大陸棚は、大陸陸塊の北側への延長であり、それゆえに、この特別の事情において各当事国に属する大陸棚の同区域における境界画定に適切な方法は、陸上の国境をその末端から北側へ延長する方向を反映させることである。

7 この特別の事情に国際法の原則と規則を適用する実際的方法は、それゆえに、領海の限界から北に向かう自然延長の方向を反映させ続けること、少なくとも、本手続の当事国でない国家の権利に影響を与えないように、衡平原則にしたがい関連状況を尊重する境界画定のために当然に考慮に入れるべきチュニジア海岸の一般的な方向が大きく変化する地点の緯度線まで続けることである。

8 いかなる境界画定も、各当事国にその国の自然延長を構成する大陸棚をできるだけ多く残すべきである。

9 自然延長原則を実施する境界画定は、各国に固有の法的権利を尊重するものであり、それゆえにそのような権利の主張は、衡平原則に合致するものである。領土の自然延長をなす大陸棚に対する沿岸国の法的権原を無視する境界画定の原則あるいは方法は、事実上違法であり、必然的に衡平を欠くものとなる。

10 特定の境界画定方法の適用が衡平原則に一致するかどうかは、その結果によって試されるものである。
 11 衡平な境界画定を達成するには、各当事国の海岸沿いの低潮線を越える海底と底土の全体が考慮に入れられなければならない。

12 均衡性の概念は、国家に法的権原を与える大陸棚の地質学的および法的従属性には適用し得ないものであるが、地理的特徴が縁辺区域での境界画定に及ぼす効果を評価する基準として適切に用いることができる。

13 等距離方法の適用は、条約によつてもまた慣習国際法規則によつても当事国に対し義務的なものではない。
 14 本件における特有の地理的形状を考えれば、等距離原則による大陸棚境界画定は、衡平を欠き、不適切で、国際法に一致しないものとなるだろう。

15 一九七三年にチュニジアが公布した基線は、境界画定のためにリビアに対抗し得ないものであり、同基線を実施すれば、いずれにしても不適切で衡平を欠く結果となるだろう。 (82-30-32)

本件を検討する場合に重要な問題となるのが、「真の申立」と「申立理由」との区別である。付託された紛争自体が、適用されるべき原則と規則は何であるかとの一般的表現によつて叙述されており、前記の申立中には、大陸棚の概念に対する主張、適用されるべき基本原則の正当性の主張、当該水域の特殊事情などが述べられており、特定の区域に對する主権の主張をなすような場合には申立の理由として提起されるようなものであるからである。裁判所の判決も、特別協定中に明記された付託事項に答える形を取つており、申立事項として手続中に提出された陳述は、本稿の考察対象としては申立理由として把握するべきであろう。

(c) □頭手続での申立

両当事国とも、書面での申立と同じである(82-32-34)。

(d) 判決 「A チュニジア共和国と社会主义人民リビアアラブ国との間で紛争となつてゐるペラジーラー地塊の区域において、両国それぞれに属する大陸棚区域の、本判決の履行に際して合意により実施されるべき境界画定に適用可能な国際法の原則と規則は以下のとおりである。

(1) 境界画定は、衡平原則にしたがい、すべての関連事情を考慮して行われなければならない。

(2) 境界画定に関わる区域は、両当事国の領土の自然延長として單一の大陸棚をなしており、そのため本件では、大陸棚区域の境界画定の基準は、自然延長原則それ自体から引き出しうるものではない。

(3) 本件に特有の地理的状況においては、大陸棚区域の物理的構造それ自体は、衡平な境界画定線を決定するものではない。

B 衡平な境界画定に至るために考慮すべき前記A項(1)の関連事情は以下のとおりである。—以下、省略—

C 前記の国際法の原則と規則を本件の特別の事情に適用する実際的方法は以下のとおりである。—以下、省略—
—(82-92-94)°]

(e) 評価 本件においては、裁判所の任務に関して当事国間に意見の不一致が存在していた。特別協定第一条にある「原則および規則を適用する実践的方法」の解釈が問題となつた。チュニジアは、原則および規則を適用すべき実際的方法を精密に明示することを求め、リビアは、特別協定を制限的に解釈し、適用の実際的方法には境界画定の特定方法そのものを述べることは含まれないとする。特別協定の原文はアラビア語で書かれており、リビアは英訳を、チュニジアは仮訳を裁判所に提出したが、リビアが「明確にする」と訳したアラビア単語をチュニジアは「詳細に明確にする」と訳している。この問題について、裁判所は、「『境界画定方法』と『両国の専門家がこの区域の境界を画定することができるよう、この特定状況の下で、原則および規則を・・・適用するための実践的方法』との間には、実

質的な相違はないと裁判所は考える。いざれにしても、この点に関する両当事国の議論を詳細に検討した結果、裁判所は、両当事国間に基本的な意見の相違はないとの結論に至った。結局、裁判所の役割と、両国の専門家の役割とのそれに置かれる強調に相違があるだけである。いざれにしても、裁判所は決定すべき事柄に関して詳細でなければならぬのであり、裁判所に対する決定の要請を定義する語としてリビアが繰り返し言及した「指針」を裁判所は認めないので、この争い全体はあまり重要なものではない。(82-39-40)とした。最終的に裁判所は、固有地名と緯度により境界線を引く作業を行つた。

前記の両国申立を比較すれば、裁判所の任務に関する両当事国の意見の相違が、両国申立の内容の相違に結びついていることが理解できる。チュニジアは実際に境界線を引くことを求めているがゆえに、具体的地名と等深線に言及し、他方リビアは、概念と原理に関する議論に留まつてゐる。裁判の範囲に対する両当事国の理解に相違があり、そのゆえに、立証、弁論の範囲に差が生じたこととなる。国内民訴の当事者主義的観念からすれば、リビアは、裁判の範囲に対する誤解から十分な弁論の機会を与えられなかつたことになる。詳細な境界線を判決で決定することが予想されていたのであれば、より具体的に地名などを用いた申立を行つた可能性が否定できないのである。にもかかわらず、裁判所は、この点をあまり重視していない。裁判所にとつては、各当事者に対等の弁論の機会を与えるという形式的側面よりも、紛争の本質が何であるのかを理解するという実体的側面の方が重要であるからであろう。本件は、最終申立の制度の目的と内容を考察するうえで、重要な素材となる。

⑨ リビア・マルタ大陸棚事件(リビア対マルタ、一九八五年六月三日判決)⁽¹⁰⁾

本件は、一九七六年五月二三日の特別協定により裁判所に付託された事件である。特別協定中に規定された裁判

所への付託事項の具体的内容について両国の間で見解の分かれた事例である。

(a) 特別協定中の付託事項

「第一条 以下の問題について決定することを裁判所に要請する。

マルタ共和国に属する大陸棚区域とリビアアラブ共和国に属する大陸棚区域の境界画定に適用される国際法の原則および規則は何か。また、両国が第三条に定める協定によって、この区域の境界を困難なく確定するために、本件においてそれらの原則および規則は実際にどのように適用されうるか。

第三条 国際司法裁判所の最終的決定の後、マルタ共和国政府とリビアアラブ共和国政府は、裁判所の決定にしたがつてそれぞれの大陸棚区域を確定し、そのための協定を締結するための交渉に入ることとする。(85-16)

第二条は訴訟手続に関する規定であり、第四条は発効、通告に関する規定をおいている。

(b) 書面および口頭弁論での両国の申立

リビア・「反対の内容の請求と申立のすべてを棄却し、以下のように決定するように裁判所に要請する。

1 境界画定は、衡平な結果をもたらすようにすべての関連事情を考慮し、かつ衡平原則にしたがつて、合意によりなされるべきである。

2 当事国のそれぞれの領土の海側への海面下での自然延長が、当事国のそれぞれに属する大陸棚区域の権原の基礎となる。

3 境界画定は、相手国の自然延長を侵害することなく、海側への海面下での領土の自然延長を構成する大陸棚区域のすべてをそれぞれの当事国に最大限残すような形でなされるべきである。

4 当該海底には基本的な断絶が存在しており、その断絶が当該大陸棚区域を各当事国の領土から延びる二個

の異なる自然延長としているがゆえに、本件における大陸棚区域の境界画定の基準は、自然延長の原理から導かれうるものである。

5 衡平原則は、限られた海岸を有する国家を広範な海岸を有するかのように取り扱うことと要求しない。

6 本件の特殊な地理的事情においては、衡平原則の適用は、境界画定がなされるべき区域に面するそれぞれの海岸の長さの重要な相違を考慮して境界画定をなすべきであることを要求する。

7 本件における境界画定は、同じ地域での国家間の他の境界画定のすべてを考慮して、合理的な程度の均衡性の要素、すなわち、衡平原則に従つてなされる境界画定が達成すべき、それぞれの国家に属する大陸棚区域の範囲とそれぞれの海岸の関連部分の長さとの間の均衡性の要素を反映すべきである。

8 等距離原則の適用は義務的ではなく、本件の特殊事情への適用は、衡平な結果をもたらさないであろう。

9 國際法の原則および規則は、本申述書中に示されたリフトゾーンの一般的方向にしたがつた境界画定およびリフトゾーンの範囲内での境界画定により、本件の物理的要因と関連事情のすべてを考慮に入れて、衡平な結果をもたらすように当事国によって実際に適用できるものである。(85-18-19)」

マルタ・「以下のように決定することを裁判所に要請する。

1 マルタとリビアに属する大陸棚区域の境界画定に適用可能な国際法の原則および規則は、衡平な解決に達するよう国際法に基づいて境界画定をなすべきであるということである。

2 前記の原則と規則は実際に、マルタの基線とリビアの海岸の低潮点に最も近い点から等距離にある中間線の方法によって適用されるものである。(85-19)」

書面手続でも口頭手続においてもリビア側の申立は変更されていない。マルタ側には変更があつたが、「衡平な解決」

を「衡平な結果」に置き換え、「リビアの海岸」を複数に変更しただけのものであつた。

(c) 判決 以上のように両当事国の申立ては、請求主題である「原則および規則」の具体的な内容についての議論のみであつた。しかし、特別協定第一条後半にある「原則および規則は実際にどのように適用されうるか」という表現に関する両国の見解は異なつていた。この点は、裁判所に付託した紛争の範囲に関する当事国間の不一致を示すものであり、やや詳細に判決を見てみたい。判決において裁判所は、次のように述べている。「請求の第一の部分は、本件に適用可能な国際法の原則および規則に関する両当事国間の紛争を解決することを目的としたものである。本件においては、裁判所が果たすべき任務に関する両当事国間の見解の相違は存在しない。請求の第二の部分・・（略）・・に関しては、この点に関する特別協定の表現は妥協による表現であると法廷で陳述された。リビアが適用可能な国際法の原則および規則を宣言することのみを裁判所に求めているのに対し、マルタは、裁判所が境界線を引くことを望んだ。リビアは、両国の合意によつて境界線を引くことが望ましいと考え、そのゆえに裁判所が境界線そのものを決定するべきであるとは考えないのであるう。」「裁判所の管轄権は、両当事国間の特別協定に由来するものであるがゆえに、裁判所に与えられた任務の定義は、第一次的には特別協定の解釈によつて当事国の意思を確認するという問題である。裁判所が当事国によつて授権された管轄権を越えることは許されないが、しかし、裁判所は、その管轄権を完全に行使する義務も負う。チュニジア・リビア事件を裁判所に付託したものとは異なり、本特別協定は、境界画定の方法の指示に言及していない。しかし、裁判所は、両当事国が『困難無く』合意によつて大陸棚を境界画定できるように国際法の原則および規則を実際にどのように適用しうるかを決定することを要請されているので、このことが必然的に伴うのは、適切な規則と原則の本来の適用の結果と裁判所が認める方法を指示することである。裁判所が実際の境界線を示すべきかどうかとの問題は、ある程度まで、適用可能と考える方法にかかるところだろう。」「いずれにしても

裁判所は、特別協定の文言が線を示すことを妨げるものだとは考へない。(85-22-24)]

かくして、裁判所は、リビアが実際の線引きまでも求めないとの立場を明確に示しているのに対し、特別協定の表現とその論理的帰結を理由として裁判所の管轄権の範囲を最大限広く取ろうとしている。「管轄権を越えることはできないが、完全に管轄権行使する義務がある」との裁判所の判決は、重要な意義を有する。

判決主文は以下のとおりである。

「1 本判決を履行する合意によつて実行されるべき、社会主義人民リビアアラブ国とマルタ共和国のそれぞれに属する大陸棚区域の境界画定に適用可能な国際法の原則および規則は以下の通りである。

(1) 衡平な結果に達するように、すべての関連事情を考慮に入れ、かつ衡平原則にしたがつて境界画定しなければならない。

(2) 各当事国に属すると決定される大陸棚区域はそれぞれの海岸から一〇〇海里を越えていないので、大陸棚区域の境界画定のいかなる基準も物理的な意味での自然延長の原則から引き出されるものではない。

2 本件で衡平な境界画定に達する際に考慮に入れられるべき事情と要因は以下のとおりである。

(1) 両当事国の海岸の一般的形状およびその対向性、一般的な地理的面でのその相互関係。

(2) 両当事国の関連海岸の長さの相違と、両海岸間の距離。

(3) 境界画定に際して、沿岸国に属する大陸棚区域の範囲とその海岸の関連部分の（海岸線の一般的方向で測定された）長さの間の過度の不均衡を避ける必要。

3 したがつて、衡平な結果を得るために、境界画定作業の第一段階として、マルタの関連海岸の低潮点とリビアの関連海岸の低潮点から等距離にある中間線を引くことであり、次に、この最初の線を前記の事情と要因に照ら

して調整することである。

4 前記第三項に述べた中間線の調整は、緯度にして一八分北へ移動させることにより実施され、移動した線が社会主義人民リビアアラブ国とマルタ共和国のそれぞれに属する大陸棚区域間の境界画定をなす線となる。」

(d) 評価 大陸棚区域の境界線を決定する原則および規則の決定とその適用方法という請求の主題には、判決においてとくに問題を引き起こすものはない。紛争の本質も両当事国の申立も裁判所にとつて理解しやすいものであり、同時に対応しやすいものであつた。唯一の問題となつたのが具体的線引きをするか否かであり、この点について裁判所がフリーハンドをできるだけ維持しようとした点が注目される。

⑩ チュニジア・リビア大陸棚事件判決の再審・解釈（チュニジア対リビア、一九八五年一二月一〇日判決）

本件は、初の再審請求事件となつたものであるが、本稿の目的においては検討対象としえない事例である。チュニジアは、一九八二年判決の再審請求および解釈請求、誤謬訂正請求を提出したが、これに対し判決では、再審請求に関しては受理可能性が否定され、解釈請求に関しては受理可能であるがチュニジアの請求は八二年判決の誤謬によるものとしてしりぞけられ、誤謬訂正請求は目的を持たないものとされた。かくして、解釈請求のみが本案審理の対象となり得るかのように思われるが、裁判所は八二年判決に付け加えるものはないとしたのであつた。

⑪ 対ニカラグア軍事的活動事件（ニカラグア対アメリカ、一九八四年一一月二六日管轄権判決、一九八六年六月二七日本案判決）⁽¹⁾

本件は、両国の選択条項受諾宣言に基づき管轄権が認められた事例である。但し、ニカラグアが裁判所規程当事

国となる以前に選択条項受諾宣言を行つてゐる点で、かなり特異な事例であるが、管轄権の補充的根拠として両国間の一九五六年の友好通商航海条約第二四条二項も認められており、たとえニカラグアの選択条項受諾宣言が有効なものでなかつたとしても裁判所の管轄権は成立したものと考えられる。いざれにしても裁判所自身の認定により管轄権の存在が確認されたのであるが、本稿の主題との関連では、選択条項を根拠として管轄権が認められた場合には、裁判所規程第三六条二項に列記されている四個のカテゴリーが重要となり、五六年条約第二四条に基づくものとすれば五六年条約の解釈適用に限定されることとなる。本件ではニカラグアの選択条項受諾宣言の有効性が認められたので、五六年条約による請求主題の限定は受けないことになる。

(a) ニカラグアの請求中の付託事項

「ニカラグアは、本請求を補充または修正する権利を留保し、関連証拠と法的議論の裁判所への提出にともない、以下のように決定することを裁判所に要請する。

(1) アメリカ合衆国が、ニカラグア国内においてニカラグアに対する軍事的および準軍事的活動に対し、徵兵、訓練、武装、装備、財政的援助、物質的援助およびその他の方法で、これを奨励し、支援し、援助し、および直接に指揮したことで、ニカラグアに対するその憲章上および条約上の明文の義務、特に下記の憲章上および条約上の義務に違反し、かつ違反し続けていること。

—国連憲章第二条四項

—OAS憲章第一八条および第二〇条

—国の権利及び義務に関する条約第八条

—内戦の際の国の権利及び義務に関する条約第一条三項

(2)以下の行動をとることにより、アメリカが一般及び慣習国際法上の義務に反して、ニカラグアの主権を侵害し、かつ現在も侵害していること。

—ニカラグアに対する陸海空にわたる軍事攻撃

—ニカラグア領水への侵入

—ニカラグア領空への侵入

—直接及び間接の手段によりニカラグア政府を脅迫し強制しようと試みたこと

(3)アメリカが、一般及び慣習国際法上の義務に反して、ニカラグアに対して武力の行使及び武力による威嚇を行い、現在も行い続いていること。

(4)アメリカが、一般及び慣習国際法上の義務に反して、ニカラグアの国内問題に介入し、現在も介入し続いていること。

(5)アメリカが、一般及び慣習国際法上の義務に反して、公海の自由を侵犯し、平穏な海上貿易を阻害し、現在もし続いていること。

(6)アメリカが、一般及び慣習国際法上の義務に反して、ニカラグアの市民を殺傷し、誘拐し、現在もし続いていること。

(7)前記の法的義務違反に照らして、アメリカが即座に、直接、間接を問わず、公然とあれ隠密裡にであれ、ニカラグアに対する武力の行使のすべてと武力による威嚇のすべてを停止し、

ニカラグアの国内問題への直接または間接のすべての干渉を含む、ニカラグアの主権または領域的一体性、政治的独立に対する侵害のすべてを停止し、

ニカラグア国内でのまたはニカラグアに対する軍事的あるいは準軍事的活動に従事し、または従事しようとしているすべての国家および集団、組織、運動、個人に対する、訓練または武装、弾薬の補給、財政的支援、物質的支援、援助、指揮、あるいはその他いつさいの支持を含む、いかなる種類の支援をも停止し、

ニカラグアの港湾への出入港を制限し、封鎖し、あるいは危うくするすべての試みを停止し、

ニカラグア国民の殺傷および誘拐を停止する特別の義務の下にあること。(86-18-19)」

(b) ニカラグアの申述書中の申立

「ニカラグア共和国は、以下の救済を与えることを敬意をもつて裁判所に要請する。

第一・アメリカが本申述書中に示された国際法上の義務に違反し、特にいくつかの点でこれらの義務の違反を現在も続いていることを決定するように裁判所に要請する。

第二・前記の国際法違反を終了させるアメリカの義務を明文で宣言することを裁判所に要請する。

第三・本申述書中に示された国際法違反の結果として、賠償がニカラグアに対して、ニカラグア自身の損害との国民に加えられた損害の双方に関して支払われるべきであると決定するように裁判所に求める。一層の証拠提出を許容し、本手続の爾後の段階でニカラグア共和国に支払われるべき賠償として評価されるべき損害の量を決定することを裁判所に要請する。

第四・前記の要請を害することなく、三億七千二〇万米ドルの賠償をニカラグア共和国に対し支払うよう命じることを要請する。この額は、本申述書中に示された国際法違反から生じるものであり、ニカラグア国民殺害による損害を含まず、直接損害に対する最小限の評価額である。

第四要請に関してニカラグア共和国は、直接損害の最小限の（その意味で暫定的な）評価額を詳細にするため

に、そしてさらに一般には、ニカラグア国民殺害とその結果として生じた損失の賠償を、国際法違反に関する国際法の諸原則にしたがつて請求するため、裁判所が本件の本手続中でニカラグア共和国の第三要請を検討する爾後の段階において、証拠と議論を提出する権利を留保する。(86-19-20)

(c) 判決 裁判所の判決主文は、五頁にわたる長大なものであり、またニカラグアの請求も複雑なものである。主文においては言及されていない部分もあるので、項目」として検討していきたい。

まず、請求中の第一項については裁判管轄権の認定の際にアメリカが選択条項受諾宣言に付した多辺条約に関する留保の有効性が認められ(主文第一項および86-31-38)，このゆえに多辺条約上の規定は適用されないため、特に言及されてはいない。第二項については数回の軍事攻撃と領空侵犯が認定されており(主文第四項および第五項)、脅迫および強制の試みについては申述書中の分類では武力行使の項目に入っていることから(86-128)、武力行使の認定に含まれることとなつた。第三項については主文(第四項)においても武力行使義務違反が明確に認定されている。第四項に関しても主文(第六項)中に国内問題不干渉義務違反が認定された。第五項も義務違反の認定が主文(第六項)中にある。第六項については、裁判所は国際人道法の枠組みにおいて議論している(86-113-115)。ニカラグアは国際人道法違反を主張しなかつたが、裁判所は、ジュネーヴ条約の共通第三条を引用している。これは、生じてゐる武力衝突が本質的に内戦の性質を有するものである」と(86-114)と、実行犯はコントラであり、アメリカに責任が帰属する」とが証明されず(86-129)、アメリカがコントラに人道法に違反する行為を取るよう奨励したことのみの認定(86-129)に終わった結果、実行すれば人道法違反となるとの事実に注意を喚起しただけに留まつたからである。最後の項目については、主文(第一二一項)中で義務違反を停止する義務の存在を認定している。

次に、申述書中の項目を検討するならば、第一項の義務違反と第二項の義務違反を終了させる義務については、前

記の通り主文中で認定している。問題となるのは、第三項と第四項の賠償請求であるが、賠償額を認定する管轄権の存在は確認した(86-142)が、手続中の請求は暫定的なものであつて裁判所規程により明文で認められているものではないことと、またアメリカに審理に参加する機会を与えるために、本判決中では賠償義務のみを認定し、賠償額の査定を行わず(86-143)、将来の手続に留保するとの決定(主文第一五項)を下した。

(d)評価 前記のように裁判所の判決は、ニカラグアの申立事項と逐一対応しているといつてよい。同時に、不出廷のままであつたアメリカ側の主張に関しても、考えられる限りで検討している。例えば、アメリカが国連内部で配布した文書に関して、証拠にならないとのニカラグアの主張を斥け、一定範囲で情報源として用いうるとしている(86-44)。

とくに重要なのが、裁判所が平和的解決義務を認定したことである。すなわち、国連憲章第三三三条の原則が慣習国際法としての地位をすでに有していると宣言し、この原則が判決中に述べた禁止的性質を有する諸原則を補完するものである(86-145)とし、コンタドーラ・グループの努力に協力する必要性について両当事国の注意を喚起している。平和的解決に関しては、まったく原告の申立事項には含まれていない事柄であり、裁判所の職権による判断である。しかも主文(第一六項)中にも述べていることと、判決理由でも補足的な説明や解釈でもないことは明らかである。賠償義務の認定を行いつつも、賠償額の査定を後の手続に留保するという方式は本件でも用いられた。

⑫ 国境の武力行動事件(ニカラグア対ホンデュラス、一九八八年一二月二〇日管轄権判決)

本件においては、管轄権確定判決後に当事国間の合意が成立し、原告国が訴えを取り下げており、本稿の検討対象外である。

(13)

仲裁判決（一九八九年）事件（ギニアビサオ対セネガル、一九九一年一月一二日判決）⁽¹²⁾

本件は、両国の選択条項受諾宣言に基づき、原告国ギニアビサオの一方的付託により提訴され、被告国も裁判所の管轄権を争わなかつたことにより、管轄権が成立した事件である。

(a) ギニアビサオの請求中の付託事項

「以下のように決定することを裁判所に要請する。

—『仲裁判決』に賛成した多数派の外觀を示す二人の裁判官のうちの一人が、判決に付された宣言において、外觀上は表決により採択された判決と矛盾する見解を表明したという事実に照らせば、いわゆる仲裁判決は存在していないこと。

—補足的に、いわゆる仲裁判決は、仲裁協定によつて付託された二重の質問に完全な回答を与へず、地図上に適切に記された单一の境界線に達しなかつたのであり、かくしてその管轄権に不適切に課された制限の理由を示さなかつたのであるから、無効なものであること。

—かくしてセネガル政府が、一九八九年七月三一日のいわゆる仲裁判決を適用するようギニアビサオ政府に要請しようと試みることは正当化されないこと。〔90-67〕

(b) 書面段階での申立

ギニアビサオ：「前記の理由およびそこに付加され、あるいは訂正する他の理由——爾後の書面および口頭手続で申し立て、詳細に述べる権利をギニアビサオが留保する理由——のゆえに、ギニアビサオ政府は敬意をもつて裁判所に以下のように決定することを要請する。

「二名の仲裁裁判官の一人が『仲裁判決』を支持する多数にくみするような外観を取りながら、判決に付した宣言によって、投票によつて明らかに採択されたものと矛盾する見解を表明したとの事実に照らせば、一九八九年七月三一日のいわゆる『仲裁判決』が存在してないこと。

——補助的に、当該仲裁裁判所が仲裁協定によつて提起された第二の質問に對して、第一の質問に對する裁判所の回答が第二の質問に与えられるべき回答の必要性を示唆しながらも、回答を与えたがゆえに、全体としての当該海域の境界画定を单一の線により決定し、地図上に同境界線を記録することを裁判所に要請した仲裁協定の規定に従つていないがゆえに、かつ、その管轄権にかくして不適切に加えられた制限の理由を示さなかつたがゆえに、いわゆる決定が絶対的に無効であること。

——かくして、セネガル政府が一九八九年七月三一日のいわゆる仲裁判決を適用するようギニアビサオ政府に要請しようとは正当化されないこと。
〔91-56-57〕

セネガル・「前記の事実と議論に照らして、セネガル政府は以下のとおり裁判所に要請する。

1 一九八九年七月三一日の仲裁判決の不存在、および選択的に無効を立証しようとするギニアビサオ共和国政府の申立を棄却すること。

2 前記の仲裁判決が有効であり、セネガル共和国とギニアビサオ共和国を拘束するものであり、両国は同判決を適用する義務を負うこと。
〔91-57〕

かくして、両国の申立事項は完全に相応するものであり、当該仲裁判決の不存在または無効を争い、その結果として拘束力を争うものである。口頭弁論においても申立の変更はなかつた。

(c) 判決 裁判所の判決は以下のとおり。

〔1〕一九八五年三月一二日のギニアビサオ共和国とセネガル共和国との間の協定にしたがつて設置された仲裁裁判所による一九八九年七月三一日に与えられた仲裁判決が存在しないとのギニアビサオ共和国の申立を棄却する。

(2) 一九八九年七月三一日の仲裁判決が絶対的に無効であるとのギニアビサオ共和国の申立を棄却する。

(3) セネガル政府が一九八九年七月三一日の仲裁判決を適用することをギニアビサオ政府に要請しようとするのは正当化されないとのギニアビサオ共和国の申立を棄却し、セネガル共和国による同趣旨の申立に関しては、一九八九年七月三一日の仲裁判決は有効であり、セネガル共和国とギニアビサオ共和国を拘束し、両国は同判決を適用する義務を負うと決定する。〔61-75-76〕

(d) 評価 両国の申立事項にまつたくいがいが無く、争点が明瞭であつたため、裁判所も対応が容易であつた事件である。手続は応訴管轄に近い形となつたために原告対被告の形態を示しているが、被告の申立にあつた仲裁判決の拘束力の認定にも判決は明文で回答を与えた。

⑭ ナウル燐鉱事件（ナウル対オーストラリア、一九九二年六月二六日管轄権判決）

本件では管轄権の存在が認定され、本案審理が開始された後に、当事国間で交渉により問題が解決され、訴訟取り下げとなつた。本案判決に至らなかつたため、本稿の検討対象外となる。

⑮ グリーンランドとヤンマイエン間の区域における海洋境界画定事件（デンマーク対ノルウェー、一九九三年六月一四日判決）^{〔13〕}

本件では、両当事国による選択条項受諾宣言に基づき、原告国による一方的付託として開始され、被告国も先決的抗弁を提示せず、ただちに書面手続に応じたため、裁判所は管轄権に関してとくに問題とせず審議に入つた(93-41)。両当事国の請求内容には表現上の相違があるが、紛争の主題は両国間の海域境界画定にある。

(a) 書面手続における申立

デンマーク：「(1) グリーンランドが、ヤンマイエン島と向かい合う二〇〇海里漁業水域および大陸棚区域の全体の権原を構成すると決定すること、したがつて、

(2) グリーンランドの基線から測定された二〇〇海里の幅で、グリーンランドとヤンマイエン間の水域におけるグリーンランドの漁業水域および大陸棚区域の単一の境界線を引くことを裁判所に要請する。(93-42)」

ノルウェー：「以下のように決定することを裁判所に要請する。

(1) ヤンマイエンとグリーンランド間の範囲におけるノルウェーとデンマーク間の大陸棚の関連区域の境界画定のためには中間線が境界を構成すること。

(2) ヤンマイエンとグリーンランド間の範囲におけるノルウェーとデンマーク間の漁業水域の関連区域の境界画定のためには中間線が境界を構成すること。

(3) デンマークの請求が根拠を有さず、無効であること、および、デンマークの申述書中の申立を棄却すること。

(93-43)」

デンマークの抗弁書における申立は、境界線を引く際に基礎となる位置を具体的に列記して付加した以外は、申述書のものと同一であつた。ノルウェーの再抗弁書における申立は、前記(2)の「漁業水域」の前に「隣接する」を加えた以外は同一であつた。

(b) 口頭弁論における申立

デンマーク・前記の申立に以下の一文を付加している。

「何らかの理由により裁判所が、(2)に要請された境界画定線を引くことができないと決定する場合には、デンマークは、国際法にしたがい、両当事国が展開した事実と議論に照らして、グリーンランドとヤンマイエン間の水域におけるデンマークとノルウェーの漁業水域および大陸棚区域間に境界画定線がどこに引かれるかを決定し、その線を引くことを裁判所に要請する。(93-43-44)」

ノルウェー・前記の申立のうち(3)を以下のように訂正した。

「デンマークの請求が根拠を有さず無効であり、デンマークの申立と請求を棄却すること。(93-44)」

(c) 判決 最初に裁判所は、すでに境界線は存在しているとのノルウェーの主張を検討した。すでに境界線が存在するならば、両国間に紛争が存在しないこととなり、したがってこの主張は、紛争不在を理由とする請求の受理可能性に関する先決的抗弁として提出することも可能であったと考えられるが、被告国側は、申立の形でこの点に関する議論を行つてるので、管轄権の問題としてではなく本案中の先決的問題点として裁判所は、判決の冒頭で扱っている(93-14)。裁判所は、両当事国間の一九六五年条約と大陸棚条約に関するノルウェーの主張を詳細に吟味した結果、「裁判所は、大陸棚についても漁業水域に関しても、両国間に中間境界線がすでに『存在している』とは考へない。それゆえに、当事国間にいまだ存在している境界画定問題に適用可能な法の検討に移る(93-22)。」として紛争の存在を確認した。

つぎに裁判所は、両国の主張を吟味した上で、裁判所に課された任務の性質に関して両当事国間に相違があることとを指摘する。「デンマークは、裁判所に境界線を引くことを要請し、実際に同国がそうあるべきと考える境界線の所在

を詳細な座標とともに指摘した。しかしノルウェーは、裁判の結果である判決は、境界画定の基礎に関して宣言的なものであり、線の詳細な明晰化（あるいは境界画定）は当事国間の交渉に任されると申立てている。・・・また両当事国は、一本の境界線を要請しているのか、二本の境界線であるのかの問題に関しても相違している。デンマークが「漁業水域と大陸棚区域の单一の境界画定線」を要請しているのに對し、ノルウェーは、中間線が大陸棚の境界画定のための境界線を構成し、漁業水域の境界画定のための境界線を構成すると主張している。すなわち、これら二本の線が同じものとなるが、二本の境界線は概念的に別個のものとなるであろう。(93-56-57) 後者の問題に關して裁判所は、メイン湾事件の状況と比較して議論を続ける。すなわち、メイン湾事件においては合意付託がなされ、かつ単一の境界画定線が合意により要請された。そのゆえにメイン湾事件では、一九五八年の大陸棚条約第六条が適用されなかつたのであるが、本件では、原告が單一の線引きを求め、被告は同一の線であつても二本の線を別々に論じることを要請した。裁判所は、「本件においては、そのような二重の目的を持つ單一の境界線を目的とする合意によつて、権限を与えられているのでも、制限されているのでもない。・・・両当事国が認めているように、一九五八年条約は両国を拘束するものであり、なされるべき大陸棚境界画定を規律するのは同条約であり、同条約こそ、漁業水域の境界画定を規律する法とは區別される、適用可能な法の源なのであることに留意すれば足りる。それゆえに裁判所は、適用可能な法の二要素を別個に検討する。すなわち、大陸棚境界の画定に適用可能な一九五八年条約の第六条の効果と、ついで漁業水域を規律する慣習法の効果である。(93-57-58)」と述べ、この点に関する原告側の請求を否定し、被告国主張の通り、別個に両制度の境界画定を検討している。⁽¹⁾

残された前者の問題、すなわち、原告が要請するように具体的な線引きをするのか、被告が主張するように方法のみを示す宣言的な判決に限定するのかという問題に関しては、裁判所は、「中間線が、関連法の適用から生じる境界

線を構成するとは考えないのに、これらの（ノルウェーの）申立を認めるることはできない。また、裁判所は、デンマークが提示した特定の座標にしたがつた、東部グリーンランドの基線から一〇〇海里に境界線を引くべきであるとのデンマークの申立も認めない。しかし、デンマークは弁論中に補足的選択的申立を提出した。（93-78）「デンマークの補足的選択的申立とは、前記(c)にあるように「一〇〇海里線がいれられなかつた際の裁判所による境界線決定の要請である。「境界線の確定をなすべき方法の広範な指示にのみ留め、ノルウェーが主張するように、当事国の後の合意に問題を委ねることは、裁判所の見解では、紛争を終結させるという裁判所の任務を完全に遂行したことにはならない。（93-78）」と述べて、裁判所は境界画定の具体的作業を開始している。最終的に裁判所は、地図と詳細な座標（経緯度）を判決中に示し、境界線を確定した。

(d) 評価 本件は、一見すると両当事国とも境界画定を主題とし、一〇〇海里線か中間線かの争いのように見えるが、裁判所の分析が示すように、両当事国が裁判所に求めたものは大きく異なつていた。ある意味で本件では、原告の申立てに裁判所は拘泥せず、紛争の実質を裁くために原告申立てを否定しさえした。単なる当事者主義的観点からすれば、申立て棄却で済ませる、すなわち单一の線を引くには合意を必要とするとしてそれ以上の判断を下さずに済ませても法論理上は問題がないであろう。しかし、裁判所は、原告の書面申立ての第二項目の請求の基礎を否定し、被告申立てのとおり二つの境界線を別個に検討したのであり、その上で原告が口頭手続中に追加した申立てを取り上げる形で裁判所自身で境界線を引いた。境界線を引くことは被告の申立てにはない。もしも、原告が口頭手続中の追加申立てを行わなかつたのであれば、裁判所は、自身の手で境界線を引いたであろうか。

⑯ 領土紛争事件（リビア対チャド、一九九四年二月三日判決）

本件は、一九八九年八月三一日に両当事国間で締結された「大社会主義人民リビアアラブ国とチャド共和国間の領域紛争の平和的解決に関する枠組み条約」に基づき、リビアが提訴した事件である。

(a) 枠組み条約の付託条項

「第一条 両締約国は、両国間の領域紛争を、調停を含むすべての政治的手段によって、両国元首が他の決定をしない限りは約一年以内に解決することを約束する。

第二条 両国間の領域紛争が政治的に解決されない場合は、両締約国は、以下の義務を負う。

(a) 当該紛争を国際司法裁判所に付託すること。

(b) 一九八九年八月二十五日に両国が当該紛争地域で占拠した地点からアフリカ停戦監視委員会(a commission of African observers)の監視の下で両国の軍隊を撤退させることにより、司法的解決の付隨的措置をとること、および前記の地域におけるいかなる新規の駐留をも控えること。

(c) 前記の撤退を合意される距離まで進めること。

(d) 国際司法裁判所が当該領域紛争に関して最終的判決を下すまで前記の付隨的措置を遵守すること。

第三条～八条――省略――(94-9-10)

(b) 提訴時の付託事項

リビアは、一九九〇年八月三一日に前記の枠組み条約の通告とともに、両国間で領域紛争を解決できなかつたことと、そのゆえにリビアが枠組み条約第二条(a)の義務を実施しなければならないことを裁判所に通知し、その際に以下のように述べている。

「裁判所に付託される紛争は枠組み条約に言及されている両国間の領域紛争であり、裁判所に提起される質問は以

下のとおりである。

【「枠組み条約のさらなる実施において、また両当事国間の領域紛争を考慮に入れて、当該問題に適用可能な国際法規則にしたがつて両国それぞれの領域の限界を決定すること。」(94-10)】

一九九〇年九月三日にチャド政府は、リビアに対する訴訟を開始する請求を裁判所事務局に提出した。チャドによれば、一九九〇年八月二二一二三日の両国の首脳会談において紛争をただちに国際司法裁判所に付託することが合意され、その決定にしたがつて訴訟を提起したとされた。チャドは、裁判所の管轄権の基礎を、第一には枠組み条約第二条(a)においているが、補助的に一九五五年八月一〇日のフランス・リビア友好善隣条約第八条にも依拠している。同条約第八条は裁判所に以下の要請を行つてある。

「チャド共和国とリビアアラブ国間の境界線を、当該問題に関して両国間で適用可能な国際法の原則と規則にしたがつて確定すること。(94-11)」

しかし、一九九〇年九月二八日の裁判所への書簡によりチャド政府は、チャドの請求がリビアの請求と同一のものであり、枠組み条約が裁判所の管轄権の主たる基礎となる特別協定であると伝えた(94-11)。さらに、両国は枠組み条約が特別協定を構成し、その内容を伝えたりビアの八月三一日の通告とチャドの九月三日の通告が共同で訴訟を開始したこととに合意した。かくして、裁判所の管轄権の基礎はもっぱら枠組み条約第二条(a)によることとなつた。

(c) 書面手続における申立

リビア・「以下のように決定し、逆の内容のすべての請求と申立を棄却するように裁判所に要請する。」

- 1 現行の国際協定のゆえにリビアとチャド間の、トゥンモの東には境界線が存在していないこと。
- 2 それゆえに、この問題に適用可能な国際法規則にしたがいリビア・チャド間のそれぞれの領域の配分を決

定するに際して、本状況の下では、以下の要因が関連のあるものであること。

(i) 問題の領域は、関連するすべての時点において、無主地ではなかつたこと。

(ii) 関連するすべての時点において、当該領域への権原は、同領域に居住する人民に付与されていたものであり、その人民は、フランスとイタリアによる領土侵略に対する闘争に際してサヌーシーの指導を受け入れたサヌーシー教団に忠誠義務を負う部族、または部族の連合、その他の人民であつた。

(iii) これらの先住人民が、関連するすべての時点において、宗教的に、および、文化的に、経済的に、政治的にリビア人民の一部であつたこと。

(iv) 国際的な次元において、同先住人民の権原と、一九一二年にイタリアに移され一九五一年にリビアが継承したオスマントルコ帝国の権利と権原との間には、権原の共通の享受が存在したこと。

(v) チヤドの請求のすべては、フランスから継承した請求に依拠していること。

(vi) 当該地域へのフランスの請求は、「国際行為(*actes internationaux*)」に依拠しており、当該行為はトウンモの東に領域境界を作り出すものではなかつたし、当該地域に対するフランスの請求を支持する何らかの有効な選択的基礎は存在していないこと。

3 前記の要因に照らして、リビアが以下の領域のすべてに明確な権原を有する」と。(以下略) (94-13)

チヤド・「チヤド共和国は、リビアアラブ国との境界は以下の線によって構成されると決定する」とを国際司法裁判所に要請する。(以下略)」(94-13-14)

省略箇所は、地名、経緯度による詳細な境界線の指示である。以上のように両国の申立からも付託事項には明らかに相違が見て取れる。すなわち、リビアは問題の地域においては両国間に国境線が存在していなかつたとしているの

に対し、チャドはすでに境界線が存在しており、その確認を裁判所に要請しているのである。裁判所は、真っ先にこの問題を取り上げ、両国間には紛争の性質について合意が存在していないことを指摘している。

なお、口頭弁論段階での申立も前記と同じ内容のものであった。

(d) 判決 裁判所は、紛争の具体的な内容の検討から開始する。枠組み条約により裁判所に付託される紛争は、「境界紛争」としてのみ規定されており、この内容を特定する必要があるが、両国の書面および口頭での陳述には、紛争の性質に関する相違が存在している。前記(b)にあるように、リビアは、両国間に国境紛争が存在しているとして、裁判所に対して「両国のそれぞれの領域の限界を決定すること」を求めていた。チャドは、「一九九〇年九月三日に裁判所に提出した最初の通告の中で、チャドの見解ではチャド・リビア間には国境が存在しており、一九七〇年代までは境界線が『いかなる紛争の主題でもなかつた』ことを示唆した。さらに、チャドは、『本件の目的は、両国間において当該問題に適用しうる原則と規則を適用して、同境界線の確固たる画定に到達することである』と述べた。(94-14)」「かくして、リビアは、境界線が現在存在していないがゆえに裁判所にそれを決定することを求めていたのであり、チャドは、境界線が既存のものであることに基づいて裁判所にその境界線が何であるかの決定を求めていたのである。リビアは、本件が領域の配分に関わる紛争であるとし、他方、チャドの見解では、境界線の位置に関する紛争なのである。(94-14-15)」

「両当事国とも、一九五五年条約が本法廷における問題の審議のための論理的出発点となることを認めている。いずれの当事国も一九五五年条約の有効性に疑義をはさんでいないし、リビアも、チャドとの境界に関して同条約の規定をチャドがリビアに対して援用する権利を有していることに異議を申し立ててはいない。・・裁判所は、一九五五年条約が当事国の領域間の条約上の境界を創り出したものであるか否かを決定するために、まず最初に同条約の第三

条を同条項に関する付属書とともに検討する。一九五五年条約が境界を創り出しているのであれば、このことは当事国によって提起された問題に対する回答を与えるものとなるだろう。すなわち、当事国のそれぞれの領域の限界を確定することを求めるリビアの要請に対しても、また、国境線を確定することを求めるチャドの要請に対しても、一度にかつ同時に回答を与えることとなる。〔94-20〕このように述べて裁判所は、一九五五年条約を検討する」として、両国の異なる請求に決定を与えるとして、同条約の検討に移る。

「境界線の確定は、直接に関係する主権国家の意思にかかりついている。ある一定の線が以前にどのような地位を有しているとも、相互の同意により当事国が同線を境界線とみなすと決定することを妨げるものはない。その線がすでに境界画定線であつたのであれば、そのことが純粹にかつ単純に確認されるのである。たとえ以前には境界画定線でなかつたとしても、その線をそのようなものとして『承認する』という当事国の合意は、同線が以前には有していないかった法的効力を同線に付与するものとなる。〔94-23〕」「裁判所は、一九五五年条約の第三条がすべての国境問題の解決を目的としており、いくつかの国境問題だけを目的としているのではないと考える。〔94-24〕」「同条約の対象と目的は当然にリビアの領域の確定に導くのであり、そしてかくして境界線の決定に導いたのである。やむに、同条約が境界を画定したという前提是、同条約第四条の根底に存在する。同条項においては、当事国は、「国境に面する地域における平和と安全の維持に必要なすべての措置を」取ることを約束している。・・やむに特殊には、第五条は、「ハ」のことはリビアに関して、本条約第三条に確定されたリビアの領域に適用されるものとする。」と付け加えている。領域を「確定する」とは境界線を確定することである。かくして、同条約第五条で当事国は、第三条をリビアの領域を確定する規定であるとする当事国自身の理解を述べたのである。〔94-26〕

かくして裁判所は、一九五五年条約が両国間の境界線を確定したものとの認定を下し、やむに詳細に同境界線の

位置を確定する作業を行つた。

判決主文 「(1) 裁判所は、大社会主義人民リビアアラブ国とチャド共和国との間の境界は、フランス共和国とリビア連合王国との間の一九五五年八月一〇日に締結された友好善隣条約によつて規定されたものと決定する。

(2) 境界線は以下のとおりである。 —以下は経緯度と地名による具体化があるので略す—(64-40)」

(e) 評価 前述のように、本件では請求主題について両当事国間に相違があつたが、裁判所は双方の申立を対等に扱い、判決を下しており、申立に対しても逐一議論を行つている。

⑯ 東チモール事件（ポルトガル対オーストラリア、一九九五年六月三〇日判決）

本件においては、請求主題の審理は必然的にその前提として、訴外第三国の行為の合法性を同国の合意無しに審理することとなり、したがつて管轄権を行使することができないとされた。管轄権段階で終了した事件であり、本稿の検討対象外である。

三 裁判部における実行の分析

① メイン湾海域境界画定事件（カナダ対アメリカ、一九八四年一〇月一二日判決）⁽¹⁵⁾

本件は、初めて裁判部が設置され判決を下した事件である。一九七九年にカナダ・アメリカ間で紛争解決条約が締結され、同時に裁判所への付託を定める特別協定が一九七九年三月二九日に締結された。

(a) 特別協定の付託事項

「カナダ政府とアメリカ合衆国政府は、
メイン湾区域におけるカナダとアメリカ合衆国の大陸棚および漁業水域の境界画定に関する両国間の紛争を交
渉によつて解決することができなかつたことにかんがみ、
紛争の早期の友好的な解決に達することを希望し、以下のとおり合意した。

第一条 当事国は、国際司法裁判所規程第二六条一項および第三一条にしたがい、かつ本特別協定にしたがつ
て、当事国への諮問の後に構成されるべき五人の裁判官からなる国際司法裁判所裁判部に第二条に述べる質問
を付託することとする。

第二条 1 当事国間での当該問題に適用可能な国際法の原則および規則にしたがい、以下の質問を決定する
ことを裁判部に要請する。

北緯四四度一分一一秒、西経六七度一六分四六秒の点から、北緯四〇度西経六七度、北緯四〇度西経六
五度、北緯四二度西経六五度の地理座標を結ぶ直線によつて区切られる区域内で裁判部が決定する点までの、
カナダとアメリカ合衆国の大陸棚および漁業水域を区分する单一の海洋境界線は何か。

2 地理座標点を結ぶ海洋境界線を測地線の表現形式で述べることを裁判部に要請する。まだ、わゝせん図示
の目的のために、Canadian Hydrographic Service Chart 第四〇〇三号と United States Ocean Survey Chart
第一三〇〇六号上に第四条にしたがつて境界線を描くようにならねばならない。

3 技術的問題に關して、そしてとくに、海洋境界の描写と第二項に述べた地図を準備する際に裁判部を援助
するための、当事国が共同で任命する技術専門家一名を指名するように裁判部に要請することとする。各当事
国の訴答書面を相手当事国に通告する際には、当該書面の複写を同専門家に提供するよう裁判所書記局に要請

する。同専門家は、口頭手続に立ち会い、裁判部は本条の目的のために裁判部が必要と考える諮問を同専門家に対しなし得るものとする。

4 当事国は、本条にしたがつて与えられる裁判部の決定を最終的で、かつ両当事国を拘束するものとして受諾することとする。

第三条～第八条 一以下、省略—(84-252-255)】

(b) 書面手続での申立

カナダ・「以下のとおり決定するように裁判部に要請する。

一九七九年三月二九日にカナダとアメリカによつて締結された特別協定に言及されている单一の海洋境界線は、以下の地理座標点を結ぶ測地線によつて決定されること。

北緯四四度一一分一二秒、西経六七度一六分四六秒

—以下、経緯度の列記につき省略—(84-257)】

カナダの申立は一貫して変更されていない。

アメリカ・「以下のとおり決定するよう裁判部に要請する。

A 適用可能な法に関する

1 単一の海洋境界線の画定は、衡平な解決をもたらすため、関連事情を考慮に入れた衡平原則の適用を要求する。

2 本件で適用されるべき衡平原則には、以下のものが含まれる。

(1)当事国の関連海岸と、これらの海岸に面して位置する海洋区域との間の相関性—非侵害性、均衡性、そ

して適切な場合には自然延長が含まれる—を尊重して境界画定するとの原則

(2) 当該区域の天然資源の保全および管理を容易にするように境界画定するとの原則

(3) 当事国間の紛争の可能性を最小にするように境界画定するとの原則

(4) 当該区域の関連事情を考慮に入れて境界画定するとの原則

3 条約によつても慣習国際法規則によつても等距離原則は当事国にとつて義務的でも優先的でもないこと、および、衡平な解決をもたらす境界画定のいかなる方法、あるいは複数の方法の組合せが用いられ得ること。

B 考慮に入れられるべき関連事情に関する

1 当該区域における関連する地理的事情には以下のものが含まれること。

(1)～(8) —省略—

2 当該区域における関連する環境的事情には以下のものが含まれる。

(1)～(2) —省略—

3 当事国とその国民の活動により立証されるアメリカの優先的利益に関する当該区域における関連事情には以下のものが含まれる。

(1)～(3) —省略—

C 境界画定に関して

1 衡平な解決をもたらすための当該区域における関連事情を考慮に入れた衡平原則の適用は、メイン湾区域の海岸線の一般的方向と垂直になる単一の海洋境界線によつて、もつともよく達成されるものであり、同

境界線は、特別協定第一条に規定された境界画定のための始点から始まり、同条に述べられている三角区域に至るものであるが、その途上においてジャーマン・バンクとラウンバンク—両者とも完全にカナダに残されるであろう—を分割しないように調整されるものである。

2

境界線は以下の地理座標を結ぶ測地線からなるべきである。

- (1) 北緯四四度一一分一一秒 西経六七度一六分四六秒
(2)～(11) — 経緯度の指定であるので省略—(84-258-260)】

(c) 口頭手続での申立

カナダ：書面での申立に回り。

アメリカ：ほぼ書面での申立に回りであるが、A—2—(1)が以下のように変更された。また、これに対応してB—1に一項目追加されてくる。

【A—2—(1) 当事国の関連海岸とこれらの海岸に面する海洋区域との相関性—非侵害性および均衡性、地理的意味での自然延長あるいは海岸の前面への拡張を含む—を尊重して境界画定するとの原則(84-261)】

アメリカの申立事項は、AおよびBが申立の理由を構成しており、Cが真の申立と見られる。

(d) 判決

「一九七九年三月一九日にカナダとアメリカにより締結された特別協定によって付託された区域における両国の大陸棚と漁業水域を分割する单一の海洋境界線は、以下の座標点を結ぶ測地線によって決定されるものとする。

- A 北緯四四度一分一二秒西経六七度一六分四六秒
B 北緯四一度五三分一四秒西経六七度四四分三五秒

C 北緯四一度三一分八秒西経六七度二八分五秒

D 北緯四〇度二七分五秒西経六五度四一分五九秒(84-345)】

(e) 評価 判決は、特別協定第二条一項の質問および二項の要請に対応して下されており、また第二条三項で要請された技術専門家の指名は一九八四年三月三〇日の命令によりなされている。真の申立と見られる申立にも一致している。「裁判部に与えられた任務において、裁判部は、当事国がこの任務を規定した文言に一致しなければならないと結論する。さもなければ、管轄権を越越することになるだろう。(84-266)」と裁判部が述べているように、厳格に対応した事件であった。

② 国境紛争事件(ブルキナファソ対マリ、一九八六年一一月二二日判決)⁽¹⁵⁾

本件は、特別裁判部への合意付託事件である。

(a) 特別協定中の付託事項

ブルキナファソ・マリ間で一九八三年九月一六日に締結された特別協定の関連条文は以下の通りである。

「第一条 紛争の主題

1 下記の第II条にしたがつて構成される国際司法裁判所裁判部に提起される質問は以下の通りである。

『以下に定義する紛争区域における上部ヴォルタ共和国とマリ共和国との間の国境線は、いかなるものであるか。』⁽¹⁶⁾

2 紛争区域は、Koro(カラ)とDjibo(上部ヴォルタ)からBele地区に至る、かつ同地区を含む領域一帯からなる。

第II条 国際司法裁判所の裁判部の構成

両当事国は、国際司法裁判所規程第二六条二項と本特別協定の規定にしたがつて構成される国際司法裁判所裁判部に、第I条に規定した質問を付託する。

第III条 手続 — 省略

第IV条 裁判部の判決

1 両当事国は、本特別協定にしたがつて与えられた裁判部の判決を最終的で、両国を拘束するものとして受諾する。

2 判決後一年以内に、両当事国は、国境画定を完了する。

3 両当事国は、判決中において、両国の国境画定作業を援助する三人の専門家を指名するよう裁判部に要請する。

第V条 発効および公刊、通告 — 省略 — (86-557-558)】

(b) 書面および口頭手続での両国の申立

両当事国が手続中において示した申立は、それぞれが主張する境界線を示し、その境界線を両国間の国境として決定することであつた。すなわち、申立の具体的な内容は当事国間で異なるが、国境線の確定を求める点では同一であり、本稿の目的のためには詳細に立ち入る必要がない。但し、ブルキナファソ側が三名の専門家の指名の他には国境線を確定する具体的な地名と経緯度のみを提示しているのに対し、マリ側は、書面では提示しなかつた申立事項を口頭手続中に附加している。「マリおよびブルキナファソ、ニジェール間の三重地点の決定を控えること」を求めている(86-552)。これは、裁判所に對して不作為を申し立てている点で本稿の対象としては重要な点であるが、しかしこの

場合には、判決の拘束力は当事国間に限定され、第三国を拘束するものではないので問題とならない。裁判所も判決中で、「裁判部は、境界線の終わる地点が本手続の当事国でない第三国の境界にかかるという理由だけで、裁判部の管轄権が制限されるとは考えない。いずれにしても、隣国ニジェールの権利は、裁判所規程第五九条の働きにより保護されるものである。(86-578)」と述べている。

(c) 判決 裁判部は、いくつかの地点を決定し、できる限りそれらの地点を通る直線で国境線は画定されるとした。図示する目的のために、国境線を示した地図が添付された。国境画定作業の際に援助をなす三名の専門家の指名は、両当事国の意見を確認した後に、命令の形で決定するとされた(86-648)。

(d) 評価 裁判部の判決は、請求事項および両国の申立に正面から回答を与えたものである。三重地点に関するマリ側の申立に対しても、その必要のないことを述べており、かつその理由付けはきわめて正当なものである。

③ シシリーエ電子工業会社事件(アメリカ対イタリア、一九八九年七月二〇日判決)⁽¹⁸⁾

本件における裁判所の管轄権の基礎は、一九四八年六月二日に両当事国間で締結された友好通商航海条約の第二六条である。両国ともこの条約を管轄権の基礎とすることについては一致している。提訴は、原告国による裁判部への一方的提訴の形で行われ、被告側も先決的抗弁を提出しないまま、裁判部での手続が開始された。手続開始後に、被告国による答弁書中で受理可能性に関する抗弁が提出されるという異例の行動がとられたが、原告側もこの問題について本案中で審理することに同意し、受理可能性に関する決定と本案判決とが同時に下されることとなつた。

(a) 裁判管轄条項

一九四八年友好通商航海条約第二六条は以下のように規定している。「本条約の解釈あるいは適用に関する締約国間のすべての紛争は、外交によつて十分に調整されない場合には、両締約国が他の平和的方針による解決に同意しない限り、国際司法裁判所に付託されるものとする。」（89-41）

(b) アメリカの請求中の付託事項

「将来の手続中の適切なときに本申立を補充し修正する権利を留保しつゝ、アメリカ合衆国は以下のように決定することを裁判所に要請する。」

(1) イタリア政府が、一九四八年のアメリカ合衆国とイタリア共和国間の友好通商航海条約に、とくにその第II条および第III条、第V条、第VII条、一九五一年の追加協定の第I条および第V条に、違反したこと。

(2) イタリア政府がアメリカ合衆国に対して、前記の違反の結果アメリカ国民が負つた損害に基づいて算出される、裁判所が決定する額を損害賠償として支払う責を負うこと。この額には、レイトン社が保証付債務を返済し、かつ当座勘定で払われるべき額を受けなかつたことにより負つた付隨的な財政的損失、および、イタリアの銀行の提訴に応じ、また、レイトン社の信用の失墜を緩和し、補償を求める訴訟を行つたことにより生じた経費とを含むものである。（89-19-20）

(c) 書面手続最終段階での両国の申立

アメリカ：「アメリカ合衆国は、裁判所が以下のとおり決定する権限を有すると申し立てる。」

(1) アメリカ合衆国により提起された請求は、すべての合理的な国内救済を尽くしたものであるので、本法廷で認容しうるものである。

(2) イタリアは、本抗弁書および申述書中に述べた作為および不作為により、米国企業であるレイトン社とマク

レット社が全面的に保有するイタリア企業であるELSI社の資産の前者による清算を阻害し、よつてELSI社の破産を招いたことにより、およびその後の作為・不作為により、両国間の友好通商航海条約とその追加協定によってイタリアが負っている国際法上の義務に違反し、とくに以下の条項に違反した。

—イタリアの作為・不作為が、レイトン社とマクレット社によるイタリア企業の經營・監督権の行使を阻害したことにより第III条二項。

—イタリアの作為・不作為が、同条約と国際法により要求される十分な保護と安全の提供の不履行を構成することにより第V条一項および三項。

—イタリアの作為・不作為が、レイトン社とマクレット社の財産権に対する、正当な補償と適正手続を欠いた収用を構成することにより第V条二項。

—これらの作為・不作為が、イタリアの企業が相互主義に基づき享受するのと同程度の条件でレイトン社とマクレット社がその不動産を処分することにより、第七条。

—レイトン社とマクレット社に与えた取り扱いが専断的かつ差別的であり、ELSI社に対する両社の実効的な監督および經營を阻害し、その他の両社が法的に獲得した権利および利益を侵害したことにより、追加協定第一條。

(3) 同条約と追加協定の以上の違反により、アメリカ合衆国が、レイトン社とマクレット社が結果的に被つた損害の全額—その中には、投資および保証債務、当座勘定におけるレイトン社の損失、および、破産に関し、関連提訴に応じ、自身の訴訟を提起することによりレイトン社が負つた訴訟費用、以上の額に対する損失発生の日より支払い命令の日までの米国プライムレイトの一年複利で算出された利子を含む—に等しい額の損害賠償

を請求する権限を有すること。

(4)したがつてイタリアはアメリカ合衆国に対して、申述書中および前記のように計算された、千二百六十七万九千米国ドルに利子を加えた額を支払わなければならぬこと。〔89-21〕
イタリア・「アメリカ合衆国政府が一九八七年二月六日に提出した請求は、国内救済を尽くしていないがゆえに認められないものであると決定することを要請する。

さもなくば、以下のとおり決定することを要請する。

- (1)一九四八年二月一日の友好通商航海条約第III条二項に違反していないこと。
- (2)同条約第V条一項および三項に違反していないこと。
- (3)同条約第V条二項に違反していないこと。
- (4)同条約第VII条に違反していないこと。

(5)一九五一年九月二六日の追加協定第I条に違反していないこと。
よつて、当該請求を棄却することを要請する。〔89-21-22〕

(d) 口頭段階での申立

アメリカ・「アメリカ合衆国は、被告国の抗弁を棄却することを要請し、以下のとおり宣言する権限を裁判所が有すると申し立てる。

(1)被告国は、両国間の友好通商航海条約とその追加協定により負つてゐる国際法上の義務に、とくに同条約第III条および第V条、第VII条、追加協定第I条に違反したこと。

(2)同条約と追加協定のこれらの違反により、アメリカ合衆国が、レイトン社とマクレット社が結果的に被つた

損害の全額—その中には、投資および保証債務、当座勘定におけるレイトン社の損失、および、破産に関し、関連提訴に応じ、自身の訴訟を提起することによりレイトン社が負った訴訟費用、以上の額に対する損失発生の日より支払い命令の日までの米国プライムレイトの一年複利で算出された利子を含む一に等しい額の損害賠償を請求する権限を有すること。

(3) したがつてイタリアはアメリカ合衆国に対して、一千一百六十七万九千米国ドルに利子を加えた額を支払わなければならぬこと。(89-22)

イタリア・「A アメリカ合衆国政府が一九八七年二月六日に提出した請求は、国内救済を尽くしていながゆえに認められものであると決定することを要請する。

B もなくば、以下のとおり決定することを要請する。

(1) 一九四八年二月一日の友好通商航海条約第三条に違反していないこと。

(2) 同条約第五条一項および三項に違反していないこと。

(3) 同条約第五条二項および同条約議定書の関連規定に違反していないこと。

(4) 同条約第八条に違反していないこと。

(5) 一九五一年九月二六日の追加協定第一条に違反していないこと。

(6) 同条約または追加協定の他のいかなる条項にも違反していないこと。

C 代替的かつ選択的請求として、たとえ同条約または追加協定上の義務違反があつたとしても、そのような違反が賠償支払いを正当化するような損害をもたらさなかつたと決定すること。

よつて、当該請求を棄却する」とを要請する。(89-22-23)

(e) 判決 裁判部の判決は、第一に受理可能性に関するイタリアの抗弁を棄却し、第二に、「一九四八年二月二日にローマで署名された当事国間の友好通商航海条約および一九五一年九月二六日にワシントンで両国により署名された同条約の追加協定の、請求中に主張された違反をイタリア共和国は犯さなかつたと決定し」、第三にアメリカ合衆国による損害賠償の請求を棄却した。

(f) 評価 本件は、事実認定とその法的評価に関してたいへんに入り組んだ事件であつたが、申立の内容が両国間の条約違反および違反から発生する損害賠償に限定されたものであり、申立と判決の関係はきわめて単純なものとなつてゐる。

④ 領土・島・海洋境界紛争事件（エルサルバドル対ホンデュラス、ニカラグア訴訟参加、一九九二年九月一日判決）¹⁹⁾

本件は、エルサルバドルとホンデュラスが両国間の国境画定のために一九八六年五月二四日に特別協定を締結し、裁判所に裁判部の設置を求め、付託した事件である。ニカラグアは、裁判所規程第六二条に基づき利害関係国として参加許可を要請し、認められた。

(a) 特別協定中の付託事項 一九八六年の特別協定第二条には以下のように訴訟の主題が限定されている。

「1 一九八〇年一〇月三〇日の一般平和条約第一六条で規定されなかつた区域の境界線を確定すること。

2 諸島および海域の法的地位を決定すること。

(b) 書面手続における申立 当事国および参加国の申立は判決理由中の引用だけで一八頁に及ぶ膨大なものであるが、その多くはそれぞれの区域の帰属に関する具体的な申立である。本稿の主題との関連では、これらの問題は重

要性を有しない。しかし、裁判部の管轄権の範囲に関して当事国間で見解の相違が見られる。すなわち、大陸上の境界に関しては両国ともその具体的な主張を展開し、裁判部の決定を求めているのに対し、「諸島」の範囲について両国の間で争いがあり、とくにエル・ティイグレ島が裁判部による審理の対象となるかどうか争われた。

また、海域の法的地位についてエルサルバドルは裁判部にフォンセカ湾内の海域を境界画定する管轄権がないと主張するのに対し、ホンデュラスは画定するよう要請している。以下、これらの点に限定して申立の内容を参照する。

(1) 湾内の諸島に関して

エルサルバドル：「長期間の占有と、スペイン国王が授与した権原の、双方またはいずれかに基づいて、ホンデュラスの海岸の一部を構成するものと考えられるザカテ・グランデ島を例外として、その他のすべてのフォンセカ湾内の諸島に対する主権をエルサルバドルが保有し、保有していたと決定する」とを裁判部に要請する。(92-362)】

答弁書においてエルサルバドルは、以上の申述書中の申立を確認するとともに、申立を補強する事実と論理を付加している。抗弁書においてもこの申立を確認している。

ホンデュラス：「ホンデュラス共和国がメアングエラ島とメアングエリタ島に対する主権を有する」とを宣言する」とを要請する。(92-367)】

答弁書では以上の申述書中の申立を繰り返すのみであったが、抗弁書では以下のように変更した。

「メアングエラ島とメアングエリタ島の両島のみが当事国間で争われており、ホンデュラス共和国が両島に対する主権を有すると宣言する」とを要請する。(92-370)】

(2) 海域に関して

エルサルバドル：「以下のように海域の法的地位を決定するよう又要請する。」

(A) フォンセカ湾内の海域の法的地位は、一九一七年三月九日に下された中米司法裁判所の判決によつて画定された法的地位に一致する。

(B) フォンセカ湾の閉鎖線を越える法的地位に関しては、エルサルバドル政府は、ホンデュラス政府の請求の詳細な性格と範囲を知らず、それゆえにその立場を留保する。ではあるが、エルサルバドルは原則として、ホンデュラスが太平洋に面する海岸を有していないがゆえに、いずれの非沿岸国もせんに有している権利以外に当該海域においてホンデュラスが何の権利も有しないことを主張する。(92-362-363)」

答弁書においてはエルサルバドルの申立は以下のように変更されてゐる。

「エルサルバドル政府は、以下の方法で当該海域の法的地位を決定するよう裁判部に要請する。

(i) 海洋法の原則に照らして、裁判部が一九一七年三月九日の中米司法裁判所の決定により確立された法的地位をフォンセカ湾内に適用すること。

(ii) エルサルバドルとホンデュラス間の特別協定にしたがい、フォンセカ湾内の海域の境界画定を行う管轄権を裁判部が有さないと決定すること。

(iii) 裁判部の管轄権がフォンセカ湾の閉鎖線を越える湾外の太平洋海域の法的地位の決定を制限されているため、同海域の境界画定を拒否すること。

(iv) フォンセカ湾の閉鎖線を越える太平洋海域（その天然資源を含む）に対する権利と管轄権は、エルサルバドルとニカラグアが太平洋に面して有している関連海岸から生じる、両国が有する権利のゆえに、エルサル

バドルとニカラグアのみが排他的に行使しうるものであると決定すること。〔92-364〕

抗弁書においてもこの申立は変更されていない。

ホンデュラス・〔(1) 湾内の境界画定に服する区域に関するて

—エルサルバドルとホンデュラスはともに閉鎖された歴史的湾に面する沿岸国であるがゆえに両国間には利益共同体(a community of interests)が存在しており、この共同体が両国間の権利の完全な衡平を生み出している。但し、それにも拘わらずこの共同体は両国によりコンドミニウムに発展させられてはないと決定すること。

—それゆえに、両国はそれぞれ、エルサルバドルとホンデュラスの間で詳細に境界画定されるべき区域に対する権能を行使する権原を有すると宣言すること。

—エルサルバドルとホンデュラスのそれぞれの管轄権の下に入る湾内の区域を境界画定する線は、衡平な解決に達するためにすべての関連事情を考慮に入れ、以下のように定められるべきであると決定すること。

(i) (ii) (iii)
• • 省略

—同湾に面する沿岸国としてのエルサルバドルとホンデュラス間に存在する利益共同体が、同湾の閉鎖線を越える海域に対する管轄権行使する衡平な両国の権利を示すものであると決定すること。

(2) 湾外の区域に関するて

—すべての関連事情を考慮に入れた衡平な解決の産物である境界画定線は、湾の閉鎖線上におけるエルサルバドルの海岸から三海里の距離の位置から開始され、この位置から二〇〇海里にまで至る方位一一五・五度の線によって示され、かくして、この線がエルサルバドルとホンデュラスの領海および排他的経済水域、

大陸棚を境界画定する線となることを決定す。 (92-367-368)】

以上のように、エルサルバドルが法的地位の決定のみを求め、境界画定は裁判所の管轄外であると主張するのに対し、ホンデュラスは、詳細な境界画定を要請した。特別協定の文言に関する解釈が当事国間で異なつた事例として重要なものである。なお、前記ホンデュラスの申立中の省略部分は、地名、距離、経緯度を用いた詳細な決定方法を主張したものである。

(c) 口頭弁論における申立　「」でも陸上の境界画定の申立については問題が無く、諸島および海域の法的地位の問題が検討に値する。

(1) 湾内の諸島に関して

エルサルバドル：「ザカタ・グランデ島とファラコネス諸島などを除いて、フォンセカ湾内のすべての島、とともに
メアングエラ島とメアングエリタ島に対する主権がエルサルバドルに存する」と。 (92-372)」
ホンデュラス：抗弁書の申立と同じ。

(2) 海域に関して

エルサルバドル：「1 裁判部は海域の境界画定をなす管轄権を有しない。

2 フォンセカ湾内の海域の法的地位は、一九一七年三月九日の中米司法裁判所判決によつて確定された法的地位に一致する。

3 湾外の海域の法的地位は以下のとおりである。

(A) ホンデュラスは、それらに対し、あるいはそれらにおける何の主権も主権的権利も管轄権も有しない。

(B) それらに対し、あるいはそれらにおける主権、または主権的権利、管轄権を有する唯一の国家は、直接に

太平洋に面する海岸を有する国家であり、エルサルバドルはその一つである。(92-372)」

ホンデュラス・ほぼ抗弁書中の申立と同一であるが、最初に以下のよろな一段落を追加している。

「ファンセカ湾内の海域の制度および同湾における海域の境界画定、同湾の閉鎖線を越える太平洋におけるホンデュラスの権利、境界線という方法で両当事国に付される海域の境界画定は、一九八六年の両当事国間で締結された特別協定にしたがつて本裁判部により決定されるべき紛争の主題であると決定する」と。(92-377)また、湾内の境界画定に関するも「アント・アマバラからアント・コシギュイーナまでの湾口の閉鎖線は、太平洋側に湾外の境界線を引くための基線となるものであり、エルサルバドルの海岸の低潮線から三海里のところに位置する位置から境界画定されるべきであると決定すること」。(92-378)との一段落を追加している。他は同一である。

(d) 判決 裁判部は、大陸上の境界画定に関しては対象地域を六分割して、それぞれについて判決を下した。

「諸島」に関しては、「当事国間で紛争が存在していると示された島は、エル・ティグレ島およびメアングエラ島、メアングエリタ島である」と決定し、「エル・ティグレ島はホンデュラス共和国の主権領域の一部であり、メアングエラ島はエルサルバドル共和国の主権領域の一部であり、メアングエリタ島はエルサルバドル共和国の主権領域の一部である」と決定した。(92-615-616)

海域に関しては、「ファンセカ湾の水域の法的状況は以下のとおりであると決定する。ファンセカ湾は歴史的湾であり、その水域は、本判決が定義するように、一八二一年以前にはスペインの単独統治下にあり、一八二一年から一八三九年までは中米連邦共和国の単独統治下にあり、その後、エルサルバドル共和国およびホンデュラス共和国、ニカラグア共和国の主権下で共同に承継され、保有され続いているものであるが、三国のそれぞの海岸から三海里の幅の水域はここに含まれず、現在確定されているように、この幅の水域は、沿岸国の排他的主権下にあり、一九〇〇年

六月に発効したホンデュラス・ニカラグア間の境界画定に服するものであり、同三海里幅の水域と共同主権下にある水域での現行の無害通航権に服するものである。同湾の閉鎖線の中央部の水域、すなわち、ブンタ・アマバラから三海里の位置と、ブンタ・コシギュイーナから三海里の位置との間の水域は、関連海域の境界画定が発効するまで、および発効しない限り、三ヶ国の共同権原に服する。」「一九八六年五月二十四日の特別協定第二条二項の『当該・・・海域の法的地位を決定すること』を裁判部に要請することにより当事国は、裁判部に、湾の内外を問わず、これらの海域の境界画定を行う管轄権を与えたものではないと決定する。」「湾外の海域の法的地位に関しては、フォンセカ湾が三沿岸国の歴史的湾であるので、湾の閉鎖線が領海の基線を構成すると決定し、エルサルバドルとニカラグアの沿岸の領海および大陸棚、排他的経済水域は、（エルサルバドルの）ブンタ・アマバラおよび（ニカラグアの）ブンタ・コシギュイーナから三海里の閉鎖線から外側に向かつて測定されるべきものであるが、閉鎖線の中央部の海側の領海および大陸棚、排他的経済水域に対する権原は、沿岸三ヶ国であるエルサルバドルおよびホンデュラス、ニカラグアに属し、関連海域の境界画定は国際法に基づき合意によつてなされたものとすると決定する。（92-616-617）」

(e) 評価 申立が長文であるのに対応して判決主文も異例の長文となつた。「諸島」の範囲に関して裁判部は、明瞭な決定を下し、法的地位の問題が境界画定を含むかどうかについても詳細に検討した上で判決を下している。合意付託の事件であることにより、裁判部も当事国の意思を確定することが必要であつた。とくに、境界画定を含むかどうかについては、ホンデュラスは、「特別協定の対象と目的は、・・・紛争全体を完全に処理することにある」「境界画定なくしては、判決は、当事国間の紛争の最終的解決というその目的を達成できないであろう」と主張した。これに対し裁判部は、条約文言の文理解釈を強調し、「この種の文言の解釈に際しては、裁判部は、特別協定の言葉のうちに意味されている共通の意思を顧慮しなければならないと考える。」と述べた(92-583-584)。裁判部は、ホンデュラスの主

張を認めることはできないとする。「裁判部の管轄権は、裁判所の管轄権と同様に、当事国の意思に依拠するものである。したがつて、裁判部にはそのような境界画定を行う管轄権はない。・・・特別協定第二条二項に述べられているように当事国間に存在する合意は、裁判部が当該海域の法的地位を決定すべきであるということであり、これらの水域の境界画定にまで合意は及んでいないと裁判部は結論する(92-585)。」

四 まとめ

一九六七年から一九九六年までの後半期に付託された事件には、境界画定に関する事件がきわめて多い。全員法廷による判決の下された事件は、前記の通り一七件であるが、本案判決にまで至らなかつた事件七件を除く一〇件のうち、境界画定に関する事件は六件であり三分の二弱に達する。裁判部によつて扱われた事件四件のうち三件も境界画定に関する事件である。

この事実は、最終申立の慣行に関する分析に際しては、きわめて重大な意味を持つ。境界画定に関する事件においては、基本的に当事国の申立事項は、境界画定とそこから派生する事項に限定され、申立理由を構成する部分については相違があつても、真の申立に関しては同一の事項に関する（逆の内容の）決定を要請するものとなる。以下、後半期における最終申立の実行の分析のまとめに際しては、全員法廷による事件と裁判部による事件とを区別したうえで、それぞれ境界画定に関する事件とそれ以外の事件とを別個に扱つていく。

(1) 全員法廷における最終申立の実行のまとめ

(a) 境界画定に関する事件

境界画定事件の場合には、紛争の本質はきわめて理解しやすい。しかし、両当事国の申立に差異が生じる場合もある。境界画定のための原則および規則の宣言のみを求めるか、あるいは、具体的に線を引く作業まで裁判所に要請するかとの相違点が最大のものである。北海大陸棚事件では、原則および規則の宣言のみを要請することについて両当事国の合意が存在していた。原則の宣言のみを行う行為は、司法裁判所から紛争の最終的解決機関としての地位を奪うことになり、濫用されではならないのは言うまでもない。しかし、海洋境界画定に関しては、関係国の合意によって決定することが基本原則であるという海洋法の特異性のゆえに認められるものである。漁業管轄権事件に関しては、判決後の交渉による境界画定は当事国間の事前の合意事項ではないが、裁判所は、第三国の利益にも配慮しつつ、交渉命令を下している。もちろん裁判所の管轄権の基礎となつた交換公文にはそのような概念は盛り込まれておらず、手続中の二原告国の申立から現れてきたものである。以上二件が原則および規則の宣言に留まつているのに対し、チュニジア・リビア大陸棚事件とリビア・マルタ大陸棚事件においては、リビア側ができるだけ抽象的な形での判決を得ようとしたのに対し、相手国側は、より詳細で具体的な境界線判決を求めようとした。どちらの事件でも特別協定中には原則および規則の宣言だけが要請されているのではなく、「適用のための実際的方法」または「実際にどのように適用されるか」といった問題が裁判所に付託されている。両事件の間では若干の相違があるが、いずれにしても裁判所は、抽象的な言葉による表現から一步踏みだし、地図上に線を示すことを可能にした。裁判所が言うように管轄権の範囲を越えることはできないが、付与された管轄権を最大限行使することが必要とされる。さらに、チュニジア・リビア事件では、裁判の範囲に対する理解にも当事国間に相違があつたが、裁判所は、その点に重きを置くことなく、境界線を画定した。北海大陸棚事件では、明らかに原則宣言以上を判決すれば管轄権を越えることになろう。漁業事件では、欠席裁判であるがゆえに原則宣言と交渉命令にどまつたとの側面がある。リビア関連の二件においては、

明文の制約のない限りは、紛争の最終的解決を目指すという裁判所の本来の姿勢が示されていると考えてよいであろう。この姿勢は、ヤンマイエン事件でも貫かれている。原告の付託事項には含まれていなかつた二つの境界線を別個に審理した上で、原告が後に追加申立した線引きの作業を行つてゐる。選択条項に基づく事件であるので、管轄権に関する問題がないが、紛争の範囲および裁判所の任務に関する裁判所側の裁量権の大きさが示された事件であつたと言える。リビア・チャド領域事件では、すでに国境線が存在するか、あるいは存在していない境界線を引く作業を求めるかといった相違点が両当事国間には存在するが、管轄権の基礎となつた条約には「領域紛争」との主題しか示されていないこと、付託の際の経緯から裁判管轄条項に基づく一方的付託としてよりも合意付託の色彩が強いこともあつて、裁判所は、明瞭な線引き作業をためらいなく行つた。

(b) 損害賠償の請求について

具体的な賠償額の算定無しに賠償請求権のみを認めることはしないというのが、コルフ海峡事件から漁業管轄権事件までの裁判所の一貫した対応であつた。ところが、テヘラン事件においては、欠席裁判であつたこともあり、損害賠償額の算定に関する以後の手続を留保するという形で、賠償請求権のみの認定を行つた。この方式は、同じく欠席裁判であつたニカラグア事件でも踏襲され、賠償額の査定を後の手続に留保している。欠席裁判であつたことがこの変化の生じた唯一の理由ではないことは、従来の対応をとつた漁業管轄権事件も欠席裁判であつたことからわかる。他の事件とテヘラン、ニカラグアの二事件との間に存在する相違点としては、後者の二事件においては、請求の背景をなす紛争が審理時に継続中であつたことが挙げられる。継続中の問題に関しては、最終的な賠償額算定のための完全な資料をそろえることができない。そのために、賠償査定のみ爾後の手続に留保するとの形態が正当化されたのかもしれない。しかし、賠償請求権の認定も爾後の手続に留保していく理由はなく、紛争継続中という点だけで説

明しきれるものではない。賠償額算定が基本的には当事国間の協議に委ねられるべきだとの考え方方が生じ始めているのではなかろうか。いずれにしても、この問題に関する分析は、今後の裁判所の実行を待たねばならない。

(2) 裁判部における実行のまとめ

裁判部が判決を下した四件のいずれにおいても、裁判部は、当事国の意思を十分に尊重している。裁判部が当事国の合意により構成されることを考えれば、この結果は当然のように思われる。唯一、特別協定を締結せずに提訴されたシリー会社事件でも、裁判部は、当事国の申立に過不足なく答えていた。とくに重要なのが、領土・島・海洋境界事件で裁判部が示した当事国の共通の意思の尊重である。法的地位の問題が境界画定を含むかについて裁判部は慎重な対応をとり、境界画定なくしては紛争の最終的解決とならないとのホンデュラスの主張を否定し、法的地位の確定のみに判決の範囲を限定した。また、メイン湾事件においても裁判部は、管轄権の範囲を当事国の合意が表明された文言の範囲に限定し、厳密な対応を示した。

以上のように、いずれの事件においても裁判部は、判決の範囲に関してきわめて慎重な姿勢を示しており、全員廷における実行と比較するならば、大きな意味を内包している。しかし、現時点においては、わずかに四件の事例しか存在しないのであり、断定的結論を下すには時期尚早であろう。

(3) 提訴形態と申立の実行

本案判決に至った一〇件のうち、特別協定締結により付託された事件が三件、選択条項などの裁判管轄条項によるものが七件。前者の、特別協定によつて付託された三件は、いずれも海洋における境界画定に関する事件であり、リビアの関わつた二件においては裁判所の任務に関して当事国間に相違があつたのは前述の通りである。後者の七件は一方的付託の形から始まるが、このうち三件では被告国による先決的抗弁の提出のないまま訴答書面が提示され、言

うなれば応訴管轄に近い付託形態をとつてゐる。また、三件が欠席裁判であり、ICAO 理事会事件のみが典型的な一方的付託の提訴となつた。手続中において言わば応訴管轄に近い形となつた三件は、仲裁判決事件、ヤンマイエン事件、リビア・チャド領土紛争事件である。

付託合意が書面の形で存在する場合には、裁判所の管轄権は当該書面に明示された問題点に限定される。しかし、選択条項や条約中の裁判管轄条項などにより付託された場合と、応訴管轄によつて付託された場合には、裁判所の管轄権を具体的に限定し、付託された紛争主題、請求事項を明瞭にする文言が乏しいことが多い。このような場合には、裁判所は、両当事国の申立について十分な分析を行い、両当事国の請求事項に関する暗黙の合意を発見しなければならないことになる。この際、一方当事国が特定の申立を否定しているというだけで、当該問題を審理の範囲から直ちに除去しうるというものではない。裁判所の審理の過程において、論理的に関係してくる問題や、あらかじめ決定しておかなければ主題について審理できないような問題は、一方当事国の意思のみでは排除されないのである。裁判所は、両当事国間に存在する書面によらない付託合意の内容を両当事国の申立と必要な論理によつて決定していく管轄権を有するのである。

仲裁裁判事件では、被告国側の申立にあつた仲裁判決の拘束力の認定に関しても判決を下した。もつとも、この点は、原告申立てに回答を与えるための必要な論理の一環として考へることもできる。ヤンマイエン事件では、具体的な線引きを求めるか、境界画定方法だけの宣言的判決のみを求めるかについて当事国間に争いがあつた。裁判所は、「方法の指示にのみ留め、当事国その後の合意に問題を委ねることは紛争終結」という裁判所の任務を完全に遂行したことにはならない」と述べ、具体的な境界画定作業を行つた。この点は、領土・島・海洋境界紛争事件で、海域の法的地位の宣言のみにとどまり境界画定に関しては当事国間に付託する合意が存在しないとした裁判部の態度と好対照をなし

ている。ヤンマイエン事件のような選択条項受諾宣言を管轄権の基礎とする事件においては、付託された紛争の範囲は、裁判管轄条項のみによつては決定できない。もちろん裁判所規程第三六条二項の四カテゴリーから逸脱することは許されないが、管轄条項は、付託範囲に関して消極的な役割を果たすのみである。当事国が両国とも選択条項を受諾しているというだけでは、単に人的管轄の範囲が決定されるのみであり、物的管轄の具体的範囲は決定されない。

両受諾国間に存在するすべての紛争を扱う管轄権が与えられるという極端な解釈は、訴訟経済上も、当事国の選択条項受諾意思の解釈においても問題が生じる。選択条項受諾宣言は、すべての事項に関する管轄権を自動的に裁判所に与えるものではなく、当事国間で交渉により平和的に解決できなかつた紛争に関する一方的付託を認めるとの意思の表明であろう。このような紛争の範囲の確定は、裁判所の裁量に属するものであり、裁判所は、両当事国間に存在する紛争の範囲を、申立を素材として判定するのである。まさにこの紛争範囲に関する裁量権の存在がヤンマイエン事件で示されたのである。裁判所は、管轄権を逸脱することは許されないが、抽象的に表現された裁判管轄条項に基づく場合には、付託された紛争の範囲に関して十分にその裁量権行使する必要が生じる。リビア・チャド事件においても、両当事国間に裁判所の管轄権を認める合意は存在していても、付託される紛争の範囲に関する合意は存在していなかつた。ここでも裁判所は、その裁量権を十分に行使し、まず、境界線がすでに存在するか否かとの問題を最初に審理し、原告国の主張を否定した後、被告国の申立にしたがい境界線の位置を確認した。原告国の申立のみを取り上げるのであれば、境界線が既存のものであるとの宣言のみで十分なはずであるが、裁判所は、被告国の申立を取り上げ、境界線の位置の確認を行い、紛争の終局的解決を目指したのである。

欠席裁判となつた三件は、漁業管轄権事件、テヘラン事件、ニカラグア事件である。三件とも、一般的な表現で裁判所の管轄権を認める条項に基づき提訴された。管轄権の基礎は確認できるが、付託される紛争の範囲については、

一方当事国が欠席しているため、裁判所が裁量権を行使する際に必要な素材が事実上不足する。漁業管轄権事件における交渉命令は、裁判所の認定する紛争の範囲が最小限に留められた場合と言える。ニカラグア事件における平和的解決義務認定は、原告国の申立に含まれていなかつたものであり、裁判所が紛争解決を目的として、付託された紛争の範囲を裁量によつて拡大した事例と言える。テヘラン、ニカラグアの両事件における賠償に関する判例法の変更もまたこの点に関する考慮があるのかもしれない。賠償請求権の認定は審理中の手続における紛争の範囲に含めるが、賠償額の査定は、将来の手続における紛争の範囲としたと見ることができる。裁量の柔軟な行使と評価すべきなのかもしれないが、この点もわずか二件の事例のみで結論を下すのは時期尚早であろう。

(4) 前半期・後半期を通したまとめ

前半期における提訴形態の分類にしたがつて言えば、後半期における提訴形態は①(a)と③の形態だけであり、欠席裁判という前半期には見られなかつた形態が登場した。²⁰⁾ ①の合意付託の場合には裁判所は請求中に示された当事国間の合意事項に注意を払えば足りるのに対し、一方的付託となる③では、前述の通り裁判に付託された紛争の範囲を決定する裁量権を行使しなければならない。最終申立が最大の意味を有するのは、この裁量権行使時の考慮に入れる素材としてである。国際司法裁判所の手続においては、当事国の申立の範囲が裁判所を拘束するという規則も実行も存在していない。「合意なくして管轄無し」の大原則にしたがい、裁判所は、その管轄権の範囲を越えてはならない。そのゆえに、特別協定締結による合意付託の場合には、協定中の質問が管轄権の範囲を決定するため裁判所を拘束する。しかし、裁判管轄条項あるいは選択条項などに基づく一方的付託に際しては、裁判所には広範な管轄権が与えられ、裁判に付される紛争の範囲を裁判所が判断しなければならない。当事国の申立は、裁判所の判断のための素材となるのみであり、それ自体が法的効果を有するのではない。裁判所は、紛争の公的解決を目指して十分にかつ柔軟に

その裁量権を行使するのである。

【注】

(1) 法学新報第一〇四巻第九・一〇合併号に掲載予定の「国際司法裁判所手続法と当事者主義の概念」である。刊行の時間的順序が逆になるため、本稿においては、やや重複する部分があいまいをお許し願いたる。また、以下の文献を参照。G. Fitzmaurice, "The Law and Procedure of the International Court of Justice," *Grotius Pub.*, 1986, vol. 2, p. 524 参よび Shabtai Rosenne, "Procedure in the International Court," *Nijhoff*, 1983, p. 112

(2) 拙稿「国際司法裁判所における『最終申立』の制度と実行(前半期)」桐蔭法学第四巻一号を参照願いたい。

(3) 皆川洸編著『国際法判例集』有信堂一九七五年(以下、皆川判例)三七二頁一四〇一頁。また、北海大陸棚事件からヤンマイエン事件までの各事件の判例研究については、尾崎・波田野編著『国際司法裁判所 判決と意見 第二巻』の各研究を参照。

(4) 皆川判例二二六頁一一四二頁。

(5) 皆川判例四一二頁一四二八頁、五五六頁一五八二頁。

(6) 皆川洸「テヘランにおける合衆国の外交職員および領事機関職員に関する事件」国際法外交雑誌第七九巻四号六七頁一九九頁。

(7) 皆川洸「大陸棚に関する事件(チュニジア／リビア)」国際法外交雑誌第八一巻六号七九頁一一三八頁。

(8) 特別協定の原文はアラビア語で書かれたものである。チュニジアとリビアは、それぞれフランス語と英語に翻訳したものを裁判所に提出した。両者の訳文には若干の表現上の相違があり、問題を生じた。

(9) 一九〇四年の訓令により設定され、一九五一年の総督令においてノルマ四五度線として明記された線である。I. C. J. *Pleadings, Continental Shelf (Tunisia/Libyan Arab Jamahiriya)*, vol. I, pp. 102-103

(10) 杉原高嶺「リビア＝マルタ大陸棚事件」国際法外交雑誌第八八巻一号一一一頁一一五三頁。

- (11) 杉原高嶺「ニカラグアに対する軍事的活動事件（本案）」国際法外交雑誌第八九卷一号五三頁—八二頁。
- (12) 杉原高嶺「仲裁判決（一九八九年）事件（本案）」国際法外交雑誌第九二卷三号六四頁—七九頁。
- (13) 青木隆訳「グリーンランドとヤン・マイエンとの間の区域における海洋画定に関する事件（デンマーク対ノルウェー）判決」法学研究第六七卷八号九九頁—一三三頁。
- (14) この点について、国際司法裁判判例研究会・「グリーンランドとヤン・マイエン間の海域の境界画定事件」（酒井啓亘）国際法外交雑誌第九五卷五号四二頁、とくに解説の項（五七一五八頁）を参照されだし。
- (15) 杉原高嶺「メイイン湾境界画定事件」国際法外交雑誌第八七卷四号三六頁—六七頁。
- (16) 杉原高嶺「国境紛争事件」国際法外交雑誌第八八卷五号三五頁—六八頁。
- (17) この時点では、ブルキナファソの国名は上部ヴォルタであった。
- (18) 杉原高嶺「シリ電子工業会社事件」国際法外交雑誌第九〇卷一号三〇頁—五三頁。
- (19) 杉原高嶺「領土・島・海洋境界紛争事件」国際法外交雑誌第九五卷一号九二頁—一九頁。
- (20) 前掲注2、八五—八六頁。

(うちがさき よしひで・本学法学部専任講師)